

# 官報

号外  
令和四年四月二十七日

## ○第二百八回 参議院會議録第二十号

令和四年四月二十七日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第二十号

令和四年四月二十七日

午前十時開議

第一 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の會議に付した案件

一、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)以下 議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより會議を開きます。

この際、日程に追加して、

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の

令和四年四月二十七日 参議院會議録第二十号

一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山東昭子君) 御異議ないと認めます。萩生田光一経済産業大臣。

(国務大臣萩生田光一君登壇、拍手)

○国務大臣(萩生田光一君) 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

二〇五〇年カーボンニュートラルや二〇三〇年度の野心的な温室効果ガス削減目標の実現のためには、我が国のエネルギー構造を需給両面から転換していかねばなりません。まず、需要側においては徹底した省エネを進めるとともに、非化石エネルギーへの転換や電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図る必要があります。次に、供給側においては再エネの更なる導入拡大を進めるとともに、水素等の脱炭素燃料の利用促進や二酸化炭素の回収、貯蔵等の脱炭素技術の社会実装、太陽光や風力発電設備等に不可欠なレアメタル等の権益確保を図る必要があります。

議事日程追加の件 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律案(趣旨説明)

加えて、こうしたエネルギー需給構造の転換を進める中でも、安定的なエネルギー供給の確保は大前提であり、十分な供給力、調整力の確保や電力システムの柔軟性向上のための制度整備も必要です。こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正です。

第一に、エネルギーの使用の合理化の対象に非化石エネルギーを追加し、エネルギー全体の使用の合理化を求める措置を講じます。

第二に、非化石エネルギーへの転換を促進するため、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期的な計画の作成等を求めます。

第三に、電気の需給状況の変動に応じた電気の需要のシフトを図るため、現行の電気の需要の平準化を電気の需要の最適化に見直し、事業者の取組に関する指針を整備する等の措置を講じます。

次に、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法及び鉱業法の一部改正です。

第一に、再生可能エネルギーの導入促進のため、機構の業務に、海外の大規模地熱発電等の調査事業に対する出資業務と洋上風力発電のための調査業務を追加します。

第二に、水素等の脱炭素燃料の利用促進のため、水素等を非化石エネルギー源として位置付

け、一定規模以上のエネルギーを供給する事業者に対して水素等を含むエネルギー源の環境適的な利用の目標に関する計画の作成等を求めるとともに、機構の業務に、水素等の製造や貯蔵等を行う事業に対する出資業務等を追加します。

第三に、二酸化炭素を回収、貯蔵する技術の利用促進のため、一定規模以上の電気を供給する事業者に対して当該技術を用いた火力発電の利用を含むエネルギー源の環境適的な利用の目標に関する計画の作成等を求めるとともに、機構の業務に、二酸化炭素の貯蔵等を行う事業に対する出資業務等を追加します。

第四に、レアメタル等を安定的に供給するため、機構の業務に、国内におけるレアメタル等の選鉱、製錬事業に対する出資業務等を追加するとともに、レアアースを鉱業権の設定対象に追加します。

また、これら機構の業務追加を踏まえ、機構の名称を独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に改めます。

次に、電気事業法の一部改正です。

第一に、発電所の休廃止が増加する中、電気の安定供給に必要な供給力を確保するため、発電所の休廃止について事後届出制から事前届出制に改めるとともに、経済産業大臣と広域的運営推進機関が連携し、国全体の供給力を管理する体制を強化します。

第二に、電力システムの柔軟性向上のため、脱炭素化された供給力、調整力として導入が期待される大型蓄電池を発電事業に位置付けるとともに、蓄電池の系統への接続環境を整備します。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。青山繁晴さん。

(青山繁晴君登壇、拍手)

○青山繁晴君 自由民主党の青山繁晴です。

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案について、自由民主党・国民の声を代表して、萩生田経済産業大臣に質問いたします。

最初に、原稿にはありませんが、知床の凍えた海に犠牲になられた方々にお悔やみを申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略という惨劇は、赤ちゃんや妊婦の方、戦うことが得ない庶民の健康や幸福、命までも奪い続けています。プーチン大統領に対し、満腔の憤怒と悲痛の思いを持って抗議します。

そのウクライナ侵略が白日の下にさらしたものの一つが、エネルギー危機の重さです。

資源を自前で持たず、他国に依存するままにしておけば、国と国民をどれほどのリスクにさらすか、それが明らかになりました。自前資源を含めたエネルギーのベストミックスをつくっていかねばなりません。それが激しい気候変動を抑えることも直結していきます。これは後でお話しします。

現在、日本のエネルギー自給率は一一％にすぎません。化石燃料を海外からの輸入に深く依存し

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案趣旨説明

ているからです。これを見て、日本は資源のない国だと子供の頃から思い込まされてきた方が多いのが日本社会です。

しかし、それは地上産出の資源の話です。資源

には地上産出と海洋産出があり、地上産出の時代は終わりに向かっていて、世界の趨勢は海洋資源の実用化です。日本の海の広さは、国連加盟国百九十三か国の中で第六位という高い次元にあります。

人類は、水圧がのしかかり、呼吸もできない海中の資源には手を出せず、取り出しやすい陸上の資源から実用化してきました。しかし、海底や海中の資源を海中ロボットによって取り出せる時代が既に始まっています。広大な日本の海には、燃える氷と呼ばれるメタンハイドレートやマンガン団塊、コバルトリッチクラスト、金、銀、銅を

含む熱水鉱床、レアアース泥といった自前資源が多様かつ豊富に存在しています。例えば、日本の海洋産出のレアアース泥でいえば、陸上で取る中国産の実に二十倍の純度があることが確認されています。

そこで、我が国は実は隠れた資源大国であるということを具体的に認識し、日本の海が抱擁する豊かな自前資源の実用化に取り組むべきです。大臣の御見解をお伺いします。

温室効果ガスの排出を抑えるための鍵の一つは、水素とアンモニアにあります。水素、アンモニアは、温室効果ガスを排出しない火力発電への転換や幅広い産業分野の脱炭素化の実現を可能にします。特に水素については、世界的に国家戦略に基づいた取組が本格化しています。本法案により、水素、アンモニアといったエネ

ルギーとして使うときにCO<sub>2</sub>を出さない燃料の利用促進が進められます。では、具体的にどのような水素やアンモニアの利用促進を進めていくお考えでしょうか。お伺いします。

現在、政府には、水素基本戦略、そして水素・燃料電池戦略ロードマップ、さらに水素・燃料電池技術開発戦略という三戦略があります。しかし、相も変わらず輸入頼みの発想です。オーストラリア産出の石炭の中でも質の低い安価な褐炭をガス化して水素を取り出し、液化して日本へ運ぶことに国が取り組んでいます。しかし、輸入のための輸送エネルギーの消費やコストの問題があります。そもそも、エネルギー自給率の向上には全くつながりません。

我が国の海に眠るメタンハイドレートは、分かりやすく言えば、天然ガスの主成分のメタンが海底で高圧と低温によって凍っているものです。この自前資源から水素を取り出すことは技術的に複雑ではありません。製造コストも褐炭からのものと比較して圧倒的に優位です。メタンハイドレートは、新潟県の佐渡島の北ではなく南から、すなわち日本の領海で採取できるので、他国との摩擦も生じません。しかも、新潟県の上越沖のメタンハイドレートから得られるメタンは、私自身も民間の専門家時代に加わった研究航海によれば、純度が九〇・八％に達します。天然ガスのメタンが八八・二％のブルネイ産から六五・八％のアメリ

力産まで、各国産の全てを上回る高純度です。萩生田大臣は、三月の予算委員会での私の質問に、メタンハイドレートは、我が国へのエネルギー安定供給の観点、また将来的な水素の原料と

して極めて重要な国産資源と捉えているとの答弁をいただきました。では、本法案を進めるに当たって、メタンハイドレートをどのように戦略的に位置付けて水素の自前資源化を進めていくお考えでしょうか。

メタンハイドレートから製造した水素の商用化について伺います。

メタンハイドレートには二種類あり、太平洋側に多い砂層型、すなわち海底の更に下の地層で砂と混じり合っているタイプと、日本海側に多い表層型があります。表層型の中には、海底から比重の軽いメタンハイドレートの粒が大量に海中へ浮上してきてスカイツリーのように柱状になって立ち上がっているメタンブルームと呼ばれるものがあります。高さも、大まかな平均では、ちょうどスカイツリーくらいの六百五十メートルあります。このメタンブルームは、砂などと混じり合っていないために、前述のとおり純度が極めて高いことも特徴です。そのメタンは、メタンブルームが立ち上がってくるのを人工膜でつかまえて回収できます。すなわち、海底を掘削する必要がないので、漁業や環境に悪影響を与える心配が少なくなります。

そもそも、メタンブルームの周辺は微生物が多いため、それを餌にするカニなどが集まって、良い漁場ともなっています。私自身、カニ籠漁の漁家を訪ね、また研究者がその漁船にも乗り、連携が始まっています。そして、上越沖でメタンブルームの研究調査船に乗ってみると、新潟の街の明かりや佐渡の明かりが海域によって見えるほど近い環境にあります。八千数百キロかなたの力

タールから天然ガスを液化して輸入している現状と比べると、コストは桁違いに有利です。

更に重大な点は、メタンブルームを活用していない現在では、そのメタンが海面からやがて蒸発して温暖化につながっている懸念のあることです。

メタンの温暖化効果は、CO<sub>2</sub>のおよそ二十五倍です。これを海中に設置した人工膜でつかまえて火力発電で活用すると、むしろ温暖化効果を下げるのが期待できます。使った方が環境を改善する化石燃料があるというのは、私が国際学会で関連の口頭発表を行ったときも、世界から集まった学者の中からどよめきが起きました。

自前の良質なエネルギー源を入手でき、環境を改善し、漁業とも調和し、しかも、実用化できれば、人口減に苦しむ日本海側に資源産業という日本にはできないはずの新たな産業群をつくり出すこともできます。

メタンブルームから水素を作るには、水蒸気改質法、直接分解法、光触媒法があります。このうち水蒸気改質法は既に工業的に確立されており、商用化への技術的課題は少ないのです。データの積み重ねなどの課題が残るのみです。

そこで、メタンハイドレートからの水素製造や、その商用化に向けて、関連する大学や研究機関、民間企業を政府の支援で束ねていく官民連携を実現すべきですが、お考えをお聞かせください。

メタンから水素を製造する際には、CO<sub>2</sub>が発生しない方法もありますが、方法によっては発生します。このCO<sub>2</sub>については、本法案に事業支援スキームが盛り込まれているCCS、カーボ

ン・キャプチャー・アンド・ストレージという二酸化炭素を地下に閉じ込めてためる技術があります。このCCSについて、CO<sub>2</sub>回収方策としての実現可能性はどれくらい優位とお考えか、お聞かせください。

レアアース、レアメタルは、先端産業に欠かせない資源ですが、現状では、供給国が限定されています。本法案では、レアアース、レアメタルの権益確保の諸策が盛り込まれていますが、海洋に存在するレアアース、レアメタルの実用化のためには、深海部でも活躍できる自律型海中ロボットの、AUVといった最新技術を国産技術として開発することが重要です。見解をお聞かせください。

最後に、日本の海を守り、活用することは、自前資源の確保に加えて技術開発、そして過疎に苦しむ日本海側の産業勃興という真の国益を生み出すことを強く訴えまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣萩生田光一 君登壇、拍手)

○国務大臣(萩生田光一 君 青山議員の質問にお答えいたします。

我が国の海洋資源の実用化についてお尋ねがありました。

我が国の周辺海域には、メタンハイドレートやレアメタルなどの資源が存在しており、例えば、静岡県沖から和歌山県沖に広がる東部南海トラフ海域においては、我が国の天然ガス消費量の約十年分に相当するメタンハイドレートが存在が推定されています。また、伊豆・小笠原海域や沖縄海

域では海底熱水鉱床、南鳥島周辺海域ではコバルトリッチクラストやレアアース泥の賦存が期待されています。このため、現在、こうした海洋資源の生産技術の開発や、より正確な資源量の評価に取り組んでいるところです。

引き続き、官民での連携を深め、国産海洋資源の開発と利用の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります。

水素、アンモニアの利用の促進についてお尋ねがありました。

水素、アンモニアは、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するために不可欠なエネルギーであり、第六次エネルギー基本計画においては、水素を新たな資源と位置付けた上で、二〇三〇年度の電源構成においても、水素、アンモニアの導入目標を新たに一％と設定したところであります。

このため、現在、グリーンイノベーション基金も活用しながら、製造、輸送設備の大型化等の技術開発を通じて、需要の創出と供給コストの低減に一体的に取り組んでいるほか、既存燃料とのコスト差やインフラ整備の在り方等にも着目しながら、商用化に向けた大胆な支援措置を検討しているところです。

今後、水素、アンモニアをクリーンエネルギー戦略の重要な柱とし、社会実装を加速してまいります。

メタンハイドレートからの水素の自前資源化についてお尋ねがありました。

水素は、発電、産業、運輸など幅広い分野の脱炭素化に資するため、二〇五〇年のカーボン

ニュートラルを実現するためには水素の利活用が不可欠です。

議員御指摘のメタンハイドレートは、国際情勢に左右されない安定した国産エネルギー源として、二〇二七年までには民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されていることを目指し、可能な限り早期に成果が得られるよう、現在、技術開発を推進しているところです。

生産コストが十分に低減し、商業化が実現すれば、我が国で調達することができると水素の原料の選択肢の一つになり得ると認識しており、引き続き、メタンハイドレート等の国内資源の開発を含め、水素の利活用に向けて政策を総動員してまいります。

メタンハイドレートからの水素製造やその商用化に向けた官民連携についてお尋ねがありました。

重要な国産資源であるメタンハイドレートからの水素製造に向けては、メタンハイドレートの生産に向けた技術開発や実証に加えて、メタンハイドレートを原料とする水素製造を始め水素の様々な製造手段の技術開発を進める必要があります。

このため、例えば、化石燃料を水素と炭素に分解するいわゆるターコイズ水素については、現在、大学、研究機関、民間企業が連携したプロジェクト等を通じてコストダウン等に向けた研究開発を進めているところであり、水素製造やその商用化に向けて、引き続き、こうした官民連携を推進してまいります。

CCSの実現可能性についてお尋ねがありました。

CCSは、二〇五〇年カーボンニュートラル実現に向けた鍵となる脱炭素技術です。これまで、北海道苫小牧市で日本初の大規模CCS実証を行いました。目標としていた三十万トンの圧入を達成しました。その一方で、二〇三〇年の事業化に向け、コスト低減、適地開発、事業環境整備といった課題が引き続き存在します。こうした課題解決に向け、本年一月から有識者による検討会を開催し、CCS事業の国内法整備や政府支援の在り方などを含む中間とりまとめ骨子案をお示ししました。

今後、集中的に議論を行い、年内にはCCS事業の実現に向けた長期ロードマップをまとめてまいります。

国産のAUVの開発の重要性についてお尋ねがありました。

深海における資源の有無や広がりを経率的に調べる上で、音波等で精密地形調査を行うAUVを用いることは非常に有効であり、現在、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムが、複数のAUVを同時に運用することで、より効率的な調査を行うことができるシステムの開発が行われているものと承知しています。

AUVの開発において鍵となるロボット技術は我が国が世界に誇る技術であり、引き続き、関係省庁とも連携しながら、この国産技術の開発に取り組んでまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 宮口治子さん。

(宮口治子君登壇、拍手)

○宮口治子君 立憲民主・社民の宮口治子でございます。

まず、北海道知床半島沖で観光船が遭難した事故でお亡くなりになられた方々、そして御遺族の方々に心からの哀悼の誠をささげます。いまだ発見されていない十五名の方々の捜索救助活動に全力を尽くしていただきたい、そして二度と同じような事故が起きないようにしっかりと真相究明していただきたいと切に望みます。

それでは、議題に入る前に、岸田政権に一言申し上げます。

一年前のちょうどこの日に私は当選証書を受け取り、本日、初登壇となりました。私が国会議員としてここにいる直接の理由は、皆様もよく御存じのとおり、広島県で大規模買収事件があり、補欠選挙ではなく、異例の再選挙が行われたからであります。あの選挙の中で、総理は、自民党広島県連会長のお立場で、自民党の中から真実を明らかにする、自民党を変えていくと広島の皆様の前でおっしゃっております。

しかし、議員を辞職し、有罪判決が下った方に全ての原因を背負わせる形で、まるで何事もなかったかのように時がたち、国民が自然と忘れてくれるのを待っているかのように動きが何もありません。あの買収事件の火はいまだくすぶり続けており、広島では地方議員の辞職ドミノでいまだ混乱は続いています。

広島だけの問題ではありません。表になっていないだけで全国に同じような問題が潜んでいると思います。誰が、何のために、どのような判断であの事件が起きたのか、トカゲの尻尾切りではなく、真実を明らかにしてください。あの選挙で広島県民の皆様の前でした約束を、選挙のためのパ

フォーマンスではなく、是非果たしていただきたいと思っています。

それでは、本題に入ります。

ただいま議題となりました省エネ法等改正案につきまして、会派を代表して経済産業大臣に質問いたします。

気候変動は人類共通の脅威です。将来世代への責任として、多方面から施策を動員し、気候危機からの脱却を実現しなければなりません。同時に、気候変動に向き合う流れを経済成長や地域活性化につなげるチャンスとしていくことも重要です。立憲民主は、生活安全保障を掲げ、自然エネルギー立国で日本を元気にすることを政策としています。原子力に依存しないカーボンニュートラルの実現を目指すこと、自然エネルギー電力を二〇五〇年に一〇〇%にすることなどがその柱になっていきます。

本法案は、二〇五〇年カーボンニュートラルの目標の実現に向けて、エネルギー消費量の節約と、化石エネルギーから非化石エネルギーへの転換を同時に進めようとするものと承知しています。その方向には異存はありません。しかしながら、この法律案で非化石エネルギーとは、太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスといった再生可能エネルギー、また、水素、アンモニアだけでなく、原子力も含むものとなっております。原子力を含む非化石エネルギーへの転換ではなく、再生エネルギーへの転換に強くかじを切るべきではないでしょうか。

東京電力福島第一原子力発電所の事故から我々が学んだように、原子力発電は、一度事故が起き

れば、地域やそこに暮らす人々への被害はものすごく、廃炉、除染費用も含めた経済損失は極めて大きく、また現時点で使用済核燃料の処分方法も定まっていないなど、原子力発電の負の側面を克服できるほどの技術や地理的側面も含めた環境が整っているとは思えません。加えて、ロシアのウクライナ侵略によって、原子力発電所が安全保障上の重大なリスクになり得ることを改めて認識させられました。

一方、再生可能エネルギーは、二酸化炭素を排出しないだけでなく、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できるものです。今すぐは難しくても、原子力発電への依存を減らしていき、二〇五〇年には再生可能エネルギーからの供給量が需要量の一〇〇%を超えることを目標として掲げ、その目標に一丸となつて取り組むべきではありませんか。政府の見解を求めます。

本法案のうち、省エネ法改正案では、非化石エネルギーへの転換を促進するため、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者に対し、非化石エネルギーへの転換に関する計画の作成を新たに義務付けることとしています。

改正案において新たに規定された非化石エネルギーへの転換については、具体的にはどのような取組を事業者を求めることになるのでしょうか。また、さきに述べたように、非化石エネルギーの中でも、再生エネルギー、自然エネルギーを中心に転換していくことを明確にしていくべきではないでしょうか。御説明、御見解を伺えればと思います。

近年、再生可能エネルギーの導入が進み、再エネ電気の余剰が発生し、出力制御が実施される事態が発生しています。改正案では、再エネ電気の余剰が発生しているタイミングに電気需要をシフトすることを促すため、需給状況の変動に応じて需要量を増減させる電気の需要の最適化を求めることとしています。改正案において新たに規定された電気の需要の最適化について、具体的にはどのような取組を事業者に求めることとなるのでしょうか。電気需給の状況に応じて事業者側の電力需要を調整することは、事業者側の生産量や生産スピードが電力需給に左右されることを一義的には意味しますが、特に製造業においては稼働効率の最適化が限界まで進んでいる業種も多く、現実的に対応ができるのでしょうか。どのように実現をしていくかも併せてお考えを伺います。

今回の改正案では、近年、着目されている水素、アンモニアをエネルギー供給構造高度化法の非化石エネルギー源として位置付け、促進を図っています。水素、アンモニアは、使用時点ではCO<sub>2</sub>を発生することはない、クリーンな脱炭素燃料と言え、原則的には水素、アンモニアの使用促進はしていくべきと考えます。しかし、水素、アンモニアを製造する段階ではエネルギーを必要としており、日本、生産国での電源構成に応じてCO<sub>2</sub>が発生すると理解しています。また、アンモニアが燃焼すると環境に負荷を与える窒素酸化物も発生します。

全体を見た場合のCO<sub>2</sub>削減の試算、環境への負荷の減少に対する見込みなどがあれば、お示しいただけないでしょうか。政府の認識、見解をお伺いします。

国際情勢が不安定化する中、貴重な鉱物資源を有効に活用していくことの重要性は高まるばかりです。今回、JOGMECに対して、国内における選鉱、製錬事業への出資等業務を追加することとしています。これはJOGMECが国内のレアメタルリサイクルの支援を行うようにすることと理解しています。現在議論されている経済安全保障の観点からも、レアアース、レアメタルをできるだけ国内で確保する仕組みをつくることは喫緊の課題であると考えます。非常に重要な問題ですので、積極的に推進していただきたいと思えます。

一方、これまでレアメタルについては、幾つかの理由からリサイクルが進みにくいとされてきました。例えば、レアメタルを含む使用済製品が適切に回収されないこと、経済効率性の高いリサイクル技術が開発途上であること、製品におけるレアメタルの含有量、使用法等は企業秘密でもあり情報が公開されにくいことなどが言われていました。JOGMECに新たな業務を追加したとしても、こうした課題が未解決のままではレアメタルのリサイクルの進展は見通せません。

レアメタルのリサイクルを進めるための課題の認識と、政府はどのように取り組んでいくかにについてお伺いします。

いて伺います。

改正案では、日本の電気事業の広域的運営を推進する電力広域運営機関の目的に、電気の安定供給のために必要な供給能力の確保の推進を追加することとしています。その上で、経済産業大臣と推進機関との連携により国全体の供給力を管理する体制を強化することとされています。

今年の三月二十一日には、史上初となる電力需給逼迫警報が発令される事態になりました。また、次の夏と冬においても、電力供給の予備率が必要最低限の3%に迫る見通しとなる地域が出る予測されているなど、直近の電力供給は極めて厳しい状況となっています。

改正案を踏まえ、電力の需給逼迫という非常事態を回避するため、推進機関と経済産業省は具体的にどのように連携し、電力の安定供給確保に取り組まれるのでしょうか。御見解を伺います。

送電網の整備は、電力の安定供給、災害時のレジリエンスの強化、そして再エネの大量導入にとって非常に重要です。推進機関においては、中期的なエネルギー政策との整合性を確保した系統整備の長期方針、いわゆるマスタープラン策定に向けた議論が進められております。また、送電網の整備は、現在政府において検討が進められているクリーンエネルギー戦略においても検討項目の一つとして挙げられていると承知しています。

送電網の整備については、日本全体での最適を考える必要があるため、事業者任せにすることなく、国が主体となって取り組む必要があるのではないのでしょうか。電力の安定供給確保、再エネの大量導入のために不可欠な送電網の整備について

て、政府としてどのように取り組む方針なのか、御答弁願います。

電気事業法の改正案では、大型蓄電池を電気事業法上の発電事業に位置付け、系統への接続を促進することとしています。電力システムの柔軟性向上のために必要な措置だと考えますので、是非推進していただければと思います。

なお、蓄電池については、まだ技術開発の余地が残されており、日本企業が開発をリードできる分野であると考えています。更に大容量で、相対的に安価な蓄電池の技術開発については、各企業の努力だけでなく、政府としても技術開発を積極的に支援していくことが必要ではないでしょうか。政府の見解を伺います。

本法案の通称にもなっているように、国内におけるエネルギー使用量の節約、省エネも引き続き推し進めていかなければなりません。本改正案で省エネに関する記述が少ないことが気に掛かります。

エネルギーの供給側の変化はもちろん、経済活動を維持拡大しながらエネルギー需要を抑えることができれば、今後目指す再生エネルギーで生み出すべき電力総量も、現状海外からの輸入に依存しているエネルギー総量も減らすことができそうです。気候変動対策はもちろん、経済や安全保障上の観点からも省エネは重要なテーマです。政府としてこのテーマも忘れず重要視していただきたいと思っています。

これで質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣萩生田光一君登壇、拍手〕

令和四年四月二十七日 参議院会議録第二十号

○国務大臣(萩生田光一君) 宮口議員からの質問にお答えいたします。

原子力への依存度低減と再生可能エネルギーへの転換についてお尋ねがありました。

エネルギーは全ての社会経済活動を支える土台であり、Sプラス3E、すなわち安全性、安定供給、経済効率性、環境適合のバランスを取り続けることが最重要課題です。Sプラス3Eの全てを満たす完璧なエネルギー源は存在せず、再生エネルギーで全てのエネルギーを賄うことも難しいと考えています。このため、再生エネに加えて、原子力、水素、アンモニア、CCUSなど、あらゆる選択肢を追求し、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

非化石エネルギーへの転換に関する措置の具体的な内容についてお尋ねがありました。

改正法案では、再生エネルギーに限らない非化石エネルギーへの転換を促すこととしています。具体的には、事業者に対して、国が示す判断基準に沿って、自ら非化石エネルギーの使用割合を向上させる定量的な目標を設定し、その達成を求めることとします。また、事業者の取組としては、太陽光発電等の再生エネの導入や電気事業者からの非化石エネルギー由来の電気の調達など、様々な手段による対応を可能とする予定です。電気の需要の最適化に関する措置の具体的な内容や製造業における対応についてお尋ねがありました。

今回の法案では、再生エネの出力が抑制される時間帯に需要をシフトした場合、省エネを行ったものとして評価する仕組みを導入することで、需要

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

家に対して技術的かつ経済的に可能な範囲内で需要のシフトを促すものです。

この際、製造業を始め生産プロセス等の都合で需要を大幅にシフトすることが難しい事業者が存在することも踏まえ、需要のシフトを時間単位ではなく月単位で評価するといった柔軟な制度設計を行うことで、より多くの需要家による対応を促していく予定です。

水素、アンモニアの利用によるCO<sub>2</sub>削減、環境への負荷の減少についてお尋ねがありました。水素、アンモニアは、化石燃料を使用しないゼロエミッション火力への転換の鍵です。また、幅広い分野の脱炭素化が可能であり、カーボンニュートラルに不可欠なエネルギーです。

CO<sub>2</sub>の削減の試算を特段行っているものではありませんが、我が国として、永続的にCO<sub>2</sub>を処理していない水素、アンモニアを使い続ける考えはありません。クリーンな水素、アンモニアを製造するため、技術開発など積極的に支援するとともに、コスト低減などの進捗状況を見つつ、速やかに水素、アンモニア全体のクリーン化を進めていきます。

レアメタルのリサイクルについてお尋ねがありました。

鉱物資源のほぼ全量を海外に依存する我が国にとって、レアメタルなど安定供給を確保するためには、リサイクルを進めることが重要です。その上で、最大の課題は、リサイクルコストの低減です。このため、政府としては、これまでも画像認証技術を活用した廃小型家電等を製品レベル、部品レベルで自動選別するプロセスの開発や

高効率な製錬システムの開発など、コスト低減に資するリサイクル技術の開発等に官民一体で取り組んできたところです。

引き続き、こうした技術開発を積極的に後押しすることで、レアメタルのリサイクル等に取り組んでまいります。

電力の安定供給確保への取組についてお尋ねがありました。

国は、電力の安定供給の確保に向けて、毎年度、全電気事業者が作成し、電力広域機関を通じて提出される供給計画の内容を踏まえ、電力需給見通しと、それに足りる供給力が確保されているかを確認しております。電力広域機関は、中期的な供給力の確保に向けて容量市場の運営に取り組んでいるほか、長期的な需給見通しに関する意見の提言等も行っております。

経済産業大臣と電力広域機関の連携を強化し、広域機関からの提言等も踏まえ、今般の改正案の電源の事前届出制も活用しつつ、国全体として必要となる供給力の確実な管理を実現してまいります。

送電網の整備に関する政府の取組についてお尋ねがありました。

再生エネの大量導入とレジリエンス強化に向けて、送電網の抜本的な強化が必要と認識しております。

送電網の整備については、全国大の送電ネットワークの将来的な絵姿を示すマスタープランを二〇二二年度中に策定し、計画的に送電網の整備を進めてまいります。また、北海道―本州間や東北―東京間の地域間

連系線、東京―中部間の周波数変換設備など、既に具体的に増強を進めており、二〇二七年度中に完工予定です。

引き続き、これらの取組などを通じて、電力の安定供給確保と再生エネ大量導入に向けた送電網の整備にしっかり取り組んでまいります。

蓄電池の技術開発に係る支援についてお尋ねがありました。

政府としては、全固体電池などの次世代電池を世界に先駆けて実用化し、市場を獲得していくべく、現在、グリーンイノベーション基金等による研究開発プロジェクトに取り組んでいるところであります。

また、リチウムイオン電池については、規模の経済が競争力の源泉となる中、世界的な投資競争の激化を踏まえ、国内製造基盤の確立と戦略的な海外展開を両輪で進めてまいります。

日本には、ノーベル化学賞を受賞された吉野彰先生の研究を始め依然として世界が認める技術があります。国家戦略として、国も一歩を踏み出す覚悟を持って、我が国蓄電池産業の競争力強化に向けた取組を進めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 山崎真之輔さん。

〔山崎真之輔君登壇、拍手〕

○山崎真之輔君 国民民主党・新緑風会の山崎真之輔です。

ただいま議題となりました安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案について、会派を代表して質問をいたします。

冒頭、ロシアによるウクライナ侵略、残虐行為を強く非難します。我が国として、心寄り添った人道支援と平和を取り戻す行動、そして最大限の経済制裁を毅然とした姿勢で実行することを望みます。

ただ、それはイコール我が国としても相当な負の影響を覚悟しなければなりません。実際に、今ウクライナ危機によって世界各国のエネルギー戦略が問われています。本法案は、第六次エネルギー基本計画を下地に、二〇五〇年カーボンニュートラルや二〇三〇年度の野心的な目標実現に向けたものと承知していますが、まずは大前提として、これらの目標は堅持していくのか、修正する考えはないのか、経済産業大臣に伺います。

欧州はしたたかでスピード感もあります。イギリス、フランス、ベルギーなどは、原子力発電所の新設や閉鎖延長を早々と打ち出しました。一方で、我が国の原発政策はどうでしょうか。二〇三〇年度の電源構成比率として二〇から二二％という目標を必達するというのなら、たった四％という現状からどのような策を講じてその値に近づけていくのか、国民に分かりやすく具体的なメッセージを発するべきと考えますが、大臣の見解をお答えください。

エネルギー自給率についても多くの国民が憂慮しています。二〇一九年度時点で僅か一二％しかありません。あつてはならないことですが、万が一我が国が戦争に巻き込まれた場合、これで果たして国民生活は何日ものでしょうか。主戦論が飛び交う昨今ですが、冷静な議論と対策が急務です。エネルギー自給率を向上させるための具体策

を数値目標とともにお示しください。

あわせて、エネルギー自給が十分でなくても、世界的視野でエネルギーの安定供給を図っていかなければなりません。この度のウクライナ危機の教訓を踏まえ、我が国として今後どのような国々と協力、連携し、有事の際にも揺るがないエネルギー安定供給体制を構築していくのか伺います。

一般に、エネルギー政策と聞くと大きな話に思えますが、国民がコミットしなければ効果は発揮されません。本法案では、需要構造の転換、供給構造の転換、安定的なエネルギー供給の確保を同時に進めるとされていますが、特に省エネなど、需要側面での国民、事業者の協力は欠かせない要素です。

しかし、大企業ならともかく、中小企業や町工場などの現場では炭素の測定すらままならないケースも多く、現場が混乱に陥らず、また産業競争力を維持していくためにも、きめ細かな説明と支援が必要とされます。そこで、需要構造の転換を進めていく際、中小企業等へのアプローチをどのように考えていくのかお答えください。

地方自治体の果たす役割も小さくありません。現在、二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロを表明している自治体は六百七十九にも上り、表明自治体総人口は約一億一千七十八万人と聞きます。これだけの組織と人が動けば環境は変わります。環境省は、二〇二五年までの五年間に集中して政策を総動員するとしています。本法案が地方自治体の施策をどう後押しするのか、何を期待するのか、環境大臣の見解を伺います。

ガソリン車から電気自動車、EVへの移行は脱

炭素化の重要な手段であると同時に、産業競争力にも関わる問題です。我が国でも主要メーカーがEV開発や電池の量産に向けて加速化していることは好材料ですが、着実にEVを普及させるには、メーカーの開発努力だけではなく、充電インフラの整備が欠かせません。

ところが、二〇一二年度から始まった我が国の充電器設置事業は二〇二〇年度に初の減少に転じました。EVの普及が思ったほど進まない、また維持管理経費や固定資産税が経営を圧迫していることがその要因だと考えられます。まずは、EVと充電インフラの普及目標と、それに対する現在地を経済産業大臣よりお示しください。その上で、表裏一体であるEVと充電インフラを普及させるための今後の方策についてお答えください。

自動車税の在り方も注目されています。カーボンニュートラルを実現するために自動車税はどうあるべきか。来年度の税制改正議論の重要テーマになるかと存じますが、これを機に、自動車ユーザーにとって複雑で重い税負担から解放する必要があり。EV時代にふさわしい自動車税制の在り方について、財務大臣の見解をお尋ねします。

また、軽自動車ユーザーへの配慮も忘れてはなりません。軽自動車は、経済的に環境にも優しく、女性と高齢者にも人気で、今や地方の移動手段としてなくてはならない存在となっており、実に国内で保有されている車の約四割を占めています。ただEVでないという理由だけで税負担が重くなってしまうとしたら、それらの良さが失われ、大きな問題に発展しかねません。軽自動車税

の重税化はしないとお約束いただきました。次に、再生可能エネルギー関連について質問します。

固定価格買取制度、FITが始まって十年が経過しようとしています。この間、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの量的拡大には一定の役割を果たしたと思いますが、まずは、この十年を振り返り、成果と課題をどのように評価しているのか、お答えください。

肝腎なのは次の十年です。直近のエネルギーミックス改定では、二〇二〇年度に六十一・六ギガワットであった太陽光発電の設備容量を二〇三〇年度には百四から百十八ギガワット、つまり倍近くにしていこうという目標が示されています。

しかし、日本の国土面積当たりの太陽光導入容量は既に世界最大であり、伸び代はどこまであるのでしょうか。また、メガソーラー建設をめぐる地元合意の難しさや、今後顕在化する劣化した太陽光パネルの処分など、見通しは決して明るいとは言えません。太陽光発電の目標達成に向けた取組について、説得力ある回答を求めます。

近年、送配電会社が再生可能エネルギーの受入れを一時停止する出力制限等を行う動きが増えています。日照条件に恵まれている九州電力管内では、二〇一八年十月に初めて出力制限を行って以降、実施回数は二百五十回を超えるとのことですが、実にもったいないことです。

需給バランスの調整力を高めることが急務ですが、その方法の一つに大型蓄電池の導入が挙げられます。国内における大型蓄電池の整備状況と今



私の質問といたします。（拍手）

〔國務大臣萩生田光一君登壇、拍手〕

○国務大臣(萩生田光一君) 山崎議員の御質問に  
お答えいたします。

二〇五〇年カーボンニュートラルや二〇三〇年度の削減目標についてお尋ねがありました。

気候変動問題は世界の喫緊の課題です。日本は国際約束として二〇三〇年度四六％削減や二〇五

○年カーボンニュートラルという目標を掲げており、引き続き、これらの目標の実現に向けて取り組みすることに変わりはありません。

同時に、今般のウクライナ侵略を受けて重要性を再認識したエネルギーの安定供給確保の取組を

進めることも必要です。本法案では、省エネの更なる徹底や非化石エネルギーの拡大、供給力の確保等を図ることとしており、我が国のエネルギー需給構造の転換を後押しし、野心的な削減目標の実現とエネルギー安定供給確保の両立を目指してまいります。

二〇三〇年度の原子力比率の達成と、それに向けた国民へのメッセージの発信についてお尋ねが

二〇三〇年度のエネルギーミックスにおける原子力比率の実現に向けては、安全性確保を大前提

に、地元の御理解を得ながら原子力発電所の再稼働を着実に進めていくことが政府の方針です。

経済産業省としては、再稼働が円滑に進むよう、産業界に対して事業者間連携による安全審査

へ、的確な対応を働かけるとともに、国も前面に立ち、原子力の意義や必要性等について丁寧な説明を尽くし、立地自治体など関係者の御理解と

ます。

加えて、新たなエネルギー源として期待される水素やアンモニア、CCSといった脱炭素燃料技術の将来的な導入拡大も進め、従来の資源エネルギー

ギアの安定供給確保と一体的な包括的資源外交を展開してまいります。

中小企業等における需要構造の転換についてお尋ねがありました。

中小企業を含めた全ての事業者における非化石エネルギーへの転換等に向けて、改正法案では、  
国が、中小企業を含むエネルギーを使用する全て

の事業者が取り組むべき具体的な事項を規定した判断基準や指針を示し、必要な場合には指導及び

今後、改正法案に基づく制度の周知徹底に加え、設備投資に対する補助や専門家によるエネルギー診断などの支援策を通じたエネルギー使用状況の把握、改善提案などによって中小企業を含めた全ての事業者の取組を後押ししてまいります。

電気自動車と充電インフラの普及についてお尋ねがありました。

電気自動車の新車販売台数は、二〇二一年では約二・二万台、全体に占める割合は約一%となっており、二〇三〇年には、電気自動車とプラグイ

ンハイブリッド車を合わせて二〇から三〇%とする目標を掲げています。充電インフラは、民間調

査会社の調べによると、二〇二一年度末時点で全  
国に、急速充電器が約八千基、普通充電器が約二

万一千基の計約三万基が整備されていますが、二〇三〇年までには、それぞれ三万基、十二万基の計十五万基とすることを目標としています。



これらの目標を実現するため、今般の補正予算及び当初予算において、電気自動車等の購入支援と充電インフラ整備の関連予算事業として総額四百五十億円を盛り込んだところであり、こうした支援策を通じて、しっかりと普及、後押しをしております。

固定価格買取制度の成果と課題についてお尋ねがありました。

日本では、固定価格買取制度を二〇一二年に導入し、その結果、二〇一一年度に約一〇％であつた再エネ比率は二〇二〇年度には約二〇％にまで拡大し、この十年間で太陽光は中国、米国に次ぐ水準にまで導入量が拡大するなど、再エネの導入は着実に進展しています。一方で、国民負担の増大や、災害や環境に関する地域における懸念等の声もいただいています。

今後、エネルギー基本計画で掲げた野心的な目標の実現に向けて、入札等を通じたコスト低減や、地域の理解を得られる公共施設、住宅への太陽光設置、洋上風力の案件形成に加え、再エネの適正な導入や管理に係る関係省庁と連携した施策の強化などを通じて強力に推進してまいります。

太陽光発電の目標達成に向けた取組についてお尋ねがありました。

エネルギー基本計画で掲げた二〇三〇年度における野心的な再エネ導入目標の実現に向けて、太陽光発電の更なる導入拡大は重要ですが、そのためには、地域と共生する太陽光発電の設置に適した場所の確保や国民負担を抑制するためのコスト低減など、様々な課題を乗り越える必要があります。このため、関係省庁とも連携し、地域で理解

を得やすい空港、鉄道などを含め、公共施設や住宅などの屋根の太陽光導入の促進に取り組んでいきます。

また、立地制約の克服に向けて、耐久力の低い屋根やビルの壁面など、これまで設置が困難であつた場所に太陽光発電の設置を可能とする次世代型太陽電池の開発を進めるなど、目標の実現に全力で取り組んでいます。

国内における大型蓄電設備の整備状況と今後の目標、取組方針についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーの普及拡大を進めながら電力の安定供給を確保するためには、電力の需給を一致させるための調整力として様々な蓄電池を活用することが重要です。そのうち、系統に直接接続する大型蓄電設備の整備状況については、実証用も含め、現在、十四・二万キロワットが稼働しております。

今後、遅くとも二〇三〇年までに、車載用蓄電池も含む蓄電池材料の国内製造基盤として、百五十ギガワットアワーの製造能力確立を目指します。

また、多様な活用に向けた環境整備の一環として、本法案において、大型蓄電設備を電気事業法上の発電事業に位置付けるとともに、導入費用に対する支援などにより、再生可能エネルギーの普及拡大や電力の安定供給に資する大型蓄電設備の導入を進めてまいります。

水素導入量の目標達成に向けた戦略についてお尋ねがありました。

水素、アンモニアは、化石燃料を使用しないゼロエミッション火力への転換の鍵です。加えて、

産業や運輸など幅広い分野の脱炭素化が可能であり、カーボンニュートラルに不可欠なエネルギーです。

政府としては、エネルギー基本計画で掲げた目標を達成するため、まずは最大の課題であるコスト低減に向けて、グリーンイノベーション基金を活用しながら、製造、輸送設備の大型化等、技術開発を進めており、需要の創出と一体的にコスト低減を図っていきます。

一方で、当面は既存の化石燃料に比べて割高な燃料であることも踏まえ、既存燃料とのコスト差やインフラ整備の在り方等にも着目しながら、商用化に向けた大胆な支援措置を検討してまいります。今後、水素、アンモニア、クリーンエネルギー戦略の重要な柱として、社会実装を加速してまいります。

バイオエタノールの導入拡大についてお尋ねがございました。

バイオエタノールの利用は、運輸部門の脱炭素化に向けた取組を推進するための有効な手段の一つです。このため、我が国では、エネルギー供給構造高度化法に基づき、国内の石油精製事業者に対して、毎年原油換算で五十万キロリットルのバイオエタノールの利用を求めています。今後のバイオエタノールの利用については、ほぼ全量を海外から輸入していることに伴う経済性等も踏まえ、関係する様々な分野の専門家とも議論し、引き続き検討してまいります。(拍手)

(国務大臣山口壮君登壇、拍手)  
○国務大臣(山口壮君) 山崎真之輔議員から、地方自治体の施策の後押しについてお尋ねがありました。

した。

二〇五〇年カーボンニュートラル及び二〇三〇年度温室効果ガス削減目標の達成のためには、国、地方自治体、企業、国民が一体となって需給両面から総力を挙げて取り組むことが不可欠です。

本法案により、企業による再生可能エネルギーを含む非化石エネルギーへの転換や省エネの取組が進むことで、法案の目的である日本のエネルギー需給構造の転換の後押しに加え、地域の脱炭素化にも資するものと考えています。

環境省としても、脱炭素先行地域の創出などを支援する地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を令和四年度予算に盛り込んだほか、民間企業等による意欲的な脱炭素事業への新たな出資制度の創設等を内容とする地球温暖化対策推進法の改正案を今国会に提出させていただいているところです。

これらの取組を通じて、脱炭素ドミノを起していきたいと思います。(拍手)

(国務大臣鈴木俊一君登壇、拍手)

○国務大臣(鈴木俊一君) 山崎真之輔議員の御質問にお答え申し上げます。

自動車税制の在り方についてお尋ねがありました。

自動車税制の在り方については、与党税制改正大綱において、カーボンニュートラル目標の実現への貢献、自動車を取り巻く環境変化の動向、インフラの維持管理の必要性等を踏まえつつ、国、地方を通じた財源の安定的な確保を前提に、受益と負担の関係も含め、中長期的な視点に立つて検討を行うこととされているところです。

政府といたしましても、これら検討を受け対応していくべき課題であると考えております。  
(拍手)

〔国務大臣金子恭之君登壇、拍手〕

○国務大臣(金子恭之君) 山崎議員からの御質問にお答えいたします。

軽自動車税について御質問いただきました。

議員御指摘のとおり、軽自動車については、公共交通機関が不十分な地域において生活の足として使われている実情があることは十分に理解しております。

その上で、今後の自動車関係諸税の在り方については、住民に身近な行政サービスを提供している自治体の貴重な財源となつていくこと、与党税制改正大綱において、カーボンニュートラル目標の実現への貢献を始め中長期的な視点に立つて検討を行うこととされていることなどを踏まえ検討する必要があると考えております。(拍手)

○議長(山東昭子君) 石井章さん。

〔石井章君登壇、拍手〕

○石井章君 日本維新の会、石井章です。

私は、会派を代表いたしましたして、ただいま議題となりました省エネ法等改正案に対し、経済産業大臣に質問いたします。

ロシアのウクライナ侵攻から二か月が経過いたしました。しかし、ロシアはまだ軍事侵攻をやめる兆しも見せておらず、罪のないウクライナ市民の犠牲が増え続けていることを強く非難するとともに、犠牲となられた全ての方々に心より哀悼の意を表します。

ウクライナ危機やコロナ禍からの世界経済の活動再開を背景に、資源エネルギー価格が高騰し、国際経済や市場の安定に影響を及ぼしております。これは、電気や穀物などの生活必需品に及び、国民生活や経済に暗い影を落とすつつあります。

こうした国民生活の危機への対処は、まさに政治の使命ではないでしょうか。日本維新の会は、先月、ウクライナ危機等から国民の生活を守るための緊急経済対策提言を取りまとめ、関係大臣に提出いたしました。また、提言の内容を法案に取りまとめ、四月二十一日に衆議院で発議いたしました。その内容は、揮発油税の税率の特例の廃止、食料品などを対象に消費税の軽減税率を八%から段階的に三%まで引き下げるといったものです。ここに集う多くの同僚議員の皆様が我々の法律案に賛同してくださることを切に願っております。

さて、省エネ法等改正案は、我が国における脱炭素社会の実現に向けて、需要と供給の両面で構造転換を図ることとともに、エネルギー需要構造の安定を図るものとされております。脱炭素化の実現とエネルギーの安定供給という困難な課題に同時に取り組むことの重要性は論をまちません。しかしながら、危惧するのは、国のエネルギー政策により国民や事業者が生じる負担への配慮がないうちにされていることではないでしょうか。例えば、再エネ導入拡大のために措置されました固定価格買取制度は一定の成果を上げてきましたが、国民の負担が増大の一途をたどっていることは看過できません。また、省エネ法がオイル

ショック後の一九七九年に制定されてから、多くの企業が省エネの取組を推進してきましたが、乾いた雑巾を絞るようなと例が挙げられるほど過酷だと言われております。

省エネ法は、一定規模以上の事業者に対し、省エネ促進への義務を課しています。今回の改正では、新たに非化石エネルギーへの転換に関しましても義務を課するものでありますが、その難易度は業種により大きく異なります。義務を課するのであれば、過重な負担とならないよう配慮すべきと考えますが、経済産業大臣の答弁を求めます。また、規制の強化よりも、優良な取組が評価されることや経済的に報われることが重要ではないでしょうか。併せて伺いたいします。

エネルギーの高騰により、多くの国民や事業者が窮状にあえいでおります。その中で、新たなエネルギー政策の展開は、国民の生活と経済を守るための措置と同時に進めるべきではないでしょうか。私どもの提言、法律案をどのように受け止めておられるのかを含め、経済産業大臣の見解を求めます。

ウクライナ危機を受けて、欧州では、エネルギー供給の脱ロシア依存が課題となっております。英国では、エネルギー大手がロシアでのガスや石油事業からの撤退を決める一方で、二〇三〇年までに原子炉を最大八基建設する計画を公表いたしました。また、二〇二五年まで脱原発を決めていたベルギーでは、一部の原発の二〇三五年までの運転延長を決めました。他方、化石燃料のロシア依存度の高いドイツは、二〇二二年末までに脱原発の見直しをする動きもありましたが、原発

の稼働延長案は棄却されております。

我が国も、エネルギーの安定供給の確保、とりわけ海外における資源権益の確保や原子力の問題に真剣に向き合う必要がありますが、その際に重要なのは、諸外国の動きに安易に同調するのではなく、我が国独自のエネルギー政策を確立することだと思います。

特に、原発については、我が国は東京電力福島第一原子力発電所の事故を経験しております。原発再稼働は、新規制基準適合性審査を適切に進め、引き続き、安全性の確保を最優先に、立地自治体や住民の合意を得る努力も続けていくことが肝要ではないでしょうか。経済産業大臣の答弁を求めます。

また、法律案では、非化石エネルギーへの転換が柱の一つとなっております。非化石エネルギーには原子力発電による電気も含まれておりますが、本改正は我が国の原子力政策の方針に影響を与えないでしょうか。また、エネルギーのロシアの依存、海外依存の低減にはどのように取り組んでいくのか、併せて御答弁を願います。

エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化を打ち出しており、二〇三〇年度の電源構成の三六から三八%を再エネとするとしております。本法律案の非化石エネルギーへの転換、そのためには再生可能エネルギーの導入拡大が急がれますが、一方で、再エネ導入には、国民の負担の増大や用地の確保、地域との共生などの課題も存在しております。

そこで、再生可能エネルギーの主力電源化に向

けた課題と政府の今後の取組方針について御説明をお願いいたします。

我が国の再生可能エネルギー政策は太陽光や風力を中心に進められてきましたが、その対象を増やすことは電力の安定供給に寄与するものと思えます。例えば、我が国の地熱は世界第三位のポテンシャルを有しております。昼夜を問わず安定的に供給できるという利点もあります。さらに、米国やニュージーランド等では、地熱かん水と呼ばれる高温の塩水からリチウムを取り出す取組も進められております。しかし、その利用には、地元や自然保護への配慮、開発コストの低減など、課題も山積しております。

本案では、JOGMECの業務に海外での地熱探索に関するものを追加するとされておりますけれども、国内の地熱開発にも役立つものとなるのでしょうか。改正の狙いについて伺いたします。また、地熱発電の今後の導入方針や課題を併せて伺いたします。

次世代の有力なエネルギーと言われている水素について、太陽光発電や風力発電を用いて作られた水素はグリーンエネルギーと呼ばれておりますが、残念ながら、現在、水素はほとんどが化石燃料から作られ、CO<sub>2</sub>の排出を伴います。そこで、我が国のエネルギーセキュリティ上も、化石燃料によらない水素製造技術の発展、普及は重要な課題だと考えております。

また、廃棄物についても、脱炭素化の観点からは重要であります。我が国の廃棄物処理施設は、ほとんどが化石燃料で焼却処理を行い、大量のCO<sub>2</sub>を排出しております。本法案により需要側と

供給側の双方の転換を進めるとしても、産業活動の最後でCO<sub>2</sub>を排出してしまえば元のもくあみでございます。

そこで、政府は、このような課題を解決する技術、すなわち、脱炭素型廃棄物処理技術や廃棄物処理の過程からクリーン水素を製造する技術等を有する日本の中小やベンチャー企業にもつと目を向けるべきではないでしょうか。そのような企業を積極的に支援し、その技術の確立と実用化を促進して、国内外の普及をさせていくべきだと考えておりますが、経済産業大臣の答弁を求めます。

日本維新の会は、国民の生活と経済の安定に資するエネルギー供給の安定化に深く関心を持っております。国民の暮らしと経済をより良くしていくために、今後も最大限の努力を続けてまいりますことをお約束して、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣萩生田光一 君登壇、拍手)

○国務大臣(萩生田光一 君) 石井議員の質問にお答えいたします。

今回の省エネ法の改正による非化石エネルギーへの転換に関する事業者の負担軽減や優良な取組の評価などについてお尋ねがありました。

事業者に対して非化石エネルギーの転換を求めるに当たっては、今後、業種ごとのエネルギーの使用実態の違いなどを踏まえて国が判断基準を策定し、この中で事業者が自ら非化石エネルギーの使用割合を向上させる定量的な目標を設定し、その達成を求めることを規定するなど、事業者の過度な負担とならない制度とする予定です。

また、取組が進んでいる事業者を優良事業者として公表することや、予算措置による支援も併せて講ずることにより、事業者の非化石エネルギーへの転換を促してまいります。

エネルギー価格の高騰から国民の生活と経済を守るための措置と、日本維新の会の提言や法律案に対する受け止めについてお尋ねがありました。政府として日本維新の会の法律案に対してコメントすることは差し控えますが、現下のエネルギー価格の高騰を踏まえ、日本経済と国民生活を守るための対策が必要だという提言にもある問題意識は共有しています。

このため、昨日取りまとめた原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき、原油価格高騰対策として燃料油に対する激変緩和事業を延長、拡充するとともに、セーフティネット貸付けの更なる金利引下げを通じた中小企業に対する資金繰り支援などによりしっかりと取り組んでまいります。

原子力発電所の再稼働についてお尋ねがありました。

原子力発電所については、安全性確保を大前提に、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めというのが政府の方針です。

経済産業省としては、再稼働が円滑に進むよう、産業界に対して事業者間連携による安全審査への的確な対応を働きかけるとともに、国も前面に立ち、原子力の意義や必要性等について丁寧な説明を尽くし、立地自治体など関係者の御理解と御協力が得られるよう、粘り強く取り組んでまい

ります。

今回の省エネ法の改正における非化石エネルギーへの転換に関する措置による我が国の原子力政策への影響についてお尋ねがありました。

今回の省エネ法改正により、原子力発電由来の電気は、太陽光発電由来の電気などと同様、非化石電気となり、その使用割合の向上は、特定の電源ではなく、非化石エネルギー全体への転換の取組として評価されることとなります。また、非化石電気の由来となる電源構成の在り方などに影響を与えるのではなく、原子力政策の方針は変わりません。

エネルギーのロシア依存、海外依存の低減についてお尋ねがありました。

我が国としては、再生エネや原子力も含めたエネルギー源の多様化、LNG投資等によるロシア以外の供給源の多角化、産油国等に対する継続的な増産の働きかけなどを通じてロシアへのエネルギー依存を低減させるとともに、国内資源開発などをしっかりと推進することにより、エネルギーの海外依存を低減させてまいります。

再生エネルギーの主力電源化とその課題についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーについては、エネルギー基本計画で掲げた二〇三〇年度三六から三八%という野心的な目標の実現に向けて、最大限導入していくのが政府の基本方針です。他方、これに向けては、議員御指摘のとおり、国民負担の増大や地域との共生を前提とした適地の確保、事業規律の強化などの課題を乗り越える必要があります。

このため、今後は、入札などを通じたコスト低

減や、地域の理解を得られる公共施設や住宅への太陽光発電設備の設置を進めるほか、関係省庁とも連携して、再生可能エネルギーの適正な導入や管理に向けた取組を強化することなどを通じて、その最大限の導入を実現してまいります。

今回のJOGMEC法の改正による国内の地熱開発への効果と地熱発電の今後の導入方針や課題についてお尋ねがありました。

国内の地熱発電の導入目標は、二〇三〇年度のエネルギーミックスで百四十八万キロワットであり、現時点では約六十万キロワットにとどまっています。地熱の開発には、温泉事業者などの地元の御理解が重要であるほか、地下資源であるため、開発リスクやコストが高い、大半が国立公園等にあるため、許認可の取得が容易でないなどの課題があります。

今回の法改正により、JOGMECは海外の地熱探査事業に参画する事業者に対してリスクマネーを供給することが可能となりますが、これにより、国内の事業者が地熱開発に係る最先端の技術や大規模開発等のノウハウを獲得することを通じ、国内の地熱発電の導入を加速してまいります。

脱炭素型の廃棄物処理技術や廃棄物処理の過程からクリーン水素を製造する技術などを有する中小企業やベンチャー企業に対する支援についてお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、脱炭素型の廃棄物処理技術や化石燃料によらない水素製造技術は、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現する上で重要です。このため、政府としては、廃棄物をメタン化

してエネルギーとして利用する技術や、廃棄物処理に伴い発生する熱を有効活用する技術など、先進的な廃棄物処理システムの実証を行う企業などに対して支援を行っています。

また、二兆円のグリーンイノベーション基金を活用して、再生可能エネルギー由来の電力を活用した水素製造技術の開発を行っているほか、現在、廃棄物処理する際のCO<sub>2</sub>排出削減技術に関するプロジェクトも検討しているところであり、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて、引き続き、これらの取組をしつかり進めてまいります。(拍手)

○議長(山東昭子君) 岩淵友さん。

(岩淵友君登壇、拍手)

○岩淵友君 私は、日本共産党を代表して、エネルギー使用合理化法等改正案について、萩生田経産大臣に質問します。

冒頭、知床半島沖で観光船が消息を絶った事故でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表するとともに、行方不明の方々の一刻も早い捜索と救助を願います。その上で、事故の原因究明と再発防止を求めるものです。

法案の質疑に先立って、物価高騰問題について伺います。

コロナ禍とロシアによるウクライナ侵略、さらに急激な円安によって、ガソリンや食料品、電気料金など、物価高騰が暮らしと営業を直撃しています。政府が発表した緊急経済対策は、規模も内容も国民の苦境に応えるものになっていません。深刻な状況にある中小事業者に対し給付金を含め

た直接支援を行うとともに、消費税の五％への減税を政府として決断するべきではありませんか。法案に関わって質問します。

四月五日、IPCC、国連気候変動に関する政府間パネルは、産業革命前からの気温上昇を一・五度に抑えるためには、遅くとも二〇二五年までに各国の温室効果ガスの総排出量をピークにして、そこから減少に転じさせ、大幅に削減する必要があるとする報告書を公表しました。削減対策なしで石炭火力発電を使い続けられれば、一・五度目標は達成できないとしています。

第六次エネルギー基本計画では、二〇三〇年度の電源構成に占める石炭火力発電の割合を一九％としています。G7加盟国の中で石炭火力発電の廃止期限を示していないのは日本だけです。事態が切迫する下で、石炭火力発電の廃止期限を決め、すぐにでも取り組まなければ、国際的な責任を果たせないのは明らかではありませんか。

本法案では、二〇三〇年度の野心的な温室効果ガス削減、石炭火力の脱炭素化を図るとし、水素、アンモニアを非化石エネルギーと位置付け、導入、活用を推進するとしています。しかし、COP26、グラスゴー気候合意では、水素、アンモニアは排出削減措置に当たるとしていません。しかも、化石燃料を使用し、製造過程で大量に二酸化炭素を大気中に放出するグレーアンモニアも非化石と位置付けていますが、大臣自らが、化石由来のものを非化石と呼んでいいのかと言われると違和感があると衆議院の議論で認めています。これはまさに、石炭火力を使い続ける新たな仕組みづくりではありませんか。

グレーアンモニアは、経産省自らが、一トン製造するのに一・六トンの二酸化炭素を排出するとしています。石炭火力に二〇％混ぜて発電する場合でも、製造過程を含めると二酸化炭素の削減効果は僅か四％にしかありません。しかも、現在は実証の段階で、アンモニア二〇％混焼の開始が予定されているのは二〇二五年以降であり、国際的に求められている排出削減の目標と整合性がありません。政府の見直しでも、グレーアンモニアへの依存が続くことは明らかであり、日本の排出削減目標はもちろん、国際的な排出削減の取組に逆行するものではありませんか。

ロシアによるウクライナへの侵略を受けて世界的に生じているエネルギー危機は、化石燃料依存の脆弱性が表れたものです。化石燃料は偏在しており、それに依存している限り、エネルギーの安全保障上の危機が発生することを避けることができませぬ。

政府は、当面、化石燃料由来の輸入アンモニアに頼らざるを得ないとしています。化石燃料からの脱却が不可欠であることが改めて明らかになっているにもかかわらず、これでは将来にわたってエネルギーの海外依存を強めることになるのではありませんか。

本法案は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、JOGMECの業務に水素、アンモニア製造、二酸化炭素を回収し地層などに貯留するCCS地層探査等に関する出資、債務保証を追加するとしています。

水素、アンモニアはコストが高く、開発にリスクを伴うことは政府も認めています。現在の実証

事業でも、商用化した場合、初期投資が水素関係で約九千億円、アンモニアでは約六千四百億円、CCSは数千億円規模のコストが発生するとしています。

衆議院の審議で我が党の笠井亮議員が、JOGMECは二〇〇四年の設立以来、出資した案件のうち六割が生産に至らず事業を終結し、二〇一一年度に初めて繰越欠損金を出して以降、その額は、この十年で二十倍以上に当たる二千八百億円にも増大していることを明らかにしました。本法案で新たな業務が追加されることで、更なる繰越欠損金を出すことになるのではありませんか。

世界が石炭火力発電廃止の方向に向かい、再生可能エネルギーのコストが下がる中で、水素、アンモニアが座礁資産となるリスクが高まっています。CCSも、技術的困難さや、コストが高く効率面、環境面での問題も指摘されています。こうした状況の下でJOGMECがリスクを引き受け、失敗すればそれが国民負担になるなど認められません。大臣の認識を伺います。

水素・アンモニア混焼、CCSは、CO<sub>2</sub>排出削減の二〇三〇年目標との整合性はなく、巨額な予算を投入するなど経済合理性も欠いています。実用化のめどが立っていない技術を前提にすることは、必要な対策の先送りであり、既存の技術の活用を阻むこととなります。

太陽光・熱、小水力、風力、地熱、畜産や林業など地域の産業と結んだバイオマスなどは、純国産、地域に固有のエネルギー源です。日本は世界有数の資源大国であり、大きな再生可能エネルギーの潜在能力があります。

住宅や公共施設、小規模な工場への屋根置き太陽光、農業と両立可能なソーラーシェアリング、省エネ・断熱住宅など、いずれも地元の中小企業や工務店の仕事と雇用に結び付き、地域経済の活性化につながります。今ある省エネ技術、純国産の再生可能エネルギーにこそ予算、施策を集中し、公共と民間の投資の流れを転換するべきではありませんか。

三月十六日の福島県沖地震を受けて、電力需給逼迫警報が初めて発動されましたが、主な要因は石炭火力発電所の停止でした。

二〇一一年の東京電力福島第一原発事故で、原子力や火力の大規模集中電源は災害などによる運転停止の影響が大きいことが明らかになりました。二〇一八年の北海道胆振東部地震でのブラックアウトでも同様の問題が明らかになったにもかかわらず、大規模集中型から小規模分散型への転換を進めてこなかった政府の責任は重大です。地域分散、地産地消の再生可能エネルギーの導入によって安定した電力確保を急いで進めるべきではありませんか。

電力の需給逼迫やエネルギー危機を受けて、原発再稼働、火力発電への投資を求める声が出ていますが、どちらの外的な主張です。

日本共産党は、原発ゼロの決断と石炭火力に固執するエネルギー政策を転換し、省エネと再生可能エネルギーを組み合わせて、二〇三〇年度までにCO<sub>2</sub>を最大六割削減することを提案しています。地球環境と未来への希望が持てる政治の実現が必要だということを述べて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣萩生田光一君登壇、拍手)

○国務大臣(萩生田光一君) 岩渕議員の質問にお答えいたします。

中小事業者支援と消費税減税についてお尋ねがございました。

厳しい状況に直面する中小企業を、実質無利子無担保融資などによる資金繰り支援や、価格転嫁対策、事業再構築補助金などの施策により、しっかりと支えてまいります。なお、事業者向けの給付金は、使途に制限のない現金を給付するという臨時異例の支援策であり、今後の取扱いについては、感染状況や政府による措置内容のほか、他の支援策の動向も注視しながら、給付金制度の趣旨を踏まえて判断してまいります。

また、消費税については、総理は、社会保障の財源として位置付けられており、当面、消費税について触れることは考えておりませんと述べられていると承知しております。

石炭火力の廃止期限についてお尋ねがありました。

エネルギーをめぐる状況は各国千差万別です。資源が乏しく、周囲を海で囲まれた我が国では、多様なエネルギー源をバランスよく活用することが重要です。従来より我が国の電力需給は厳しい見通しでしたが、ウクライナ情勢により、燃料確保など一層予断を許さない状況です。こうした中で、直ちに急激な石炭火力の抑制策を講ずることになれば、電力の安定供給に支障を及ぼしかねません。

このため、石炭火力の廃止期限を区切ることは考えていませんが、二〇五〇年カーボンニュート

ラルの実現に向けて、安定供給を大前提に、できる限り発電比率を引き下げてまいります。

アンモニアの位置付けについてお尋ねがありました。

電力の安定供給の確保を大前提に、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するため、アンモニアやCCUS等を活用することで脱炭素型の石炭火力への置き換えを推進します。

アンモニアの社会実装に向けて、供給量拡大、価格低下などにつながる需要創出が必要であるため、まずは由来を問わずに非化石エネルギー源に位置付け、活用を進めます。他方、永続的にCO<sub>2</sub>を処理していないアンモニアを使い続ける考えはなく、インフラ整備や技術開発、コスト低減などの状況を見つつ、速やかにアンモニア製造方法のクリーン化を進めます。

アンモニアのCO<sub>2</sub>削減効果についてお尋ねがありました。

我が国では、パリ協定の一・五度努力目標とも整合的な形で、二〇三〇年度四六％削減という野心的な目標を掲げており、その目標と整合的な形で、二〇三〇年度の電源構成において水素、アンモニアの導入目標を一％と設定しています。

他方で、できるだけ速やかにアンモニア製造方法のクリーン化を進めるとともに、利用面では二〇％混焼の導入にとどまらず、グリーンイノベーション基金を通じて、二〇三〇年までにより高い混焼率や専焼化を可能とするための技術開発を進めます。

アンモニアと海外依存についてお尋ねがありました。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>エネルギーの安定供給の確保には、エネルギー源の多様化が重要です。アンモニアは、脱炭素型火力への転換の鍵であり、安価かつ安定的な確保が必要です。一方で、すぐに使える資源が乏しく、自然エネルギーを活用する条件が諸外国と異なる我が国において、現時点では国産アンモニアだけで需要を満たすことは困難です。したがって、当面は化石燃料由来の輸入アンモニアに頼らざるを得ませんが、既に国内でも再生可能エネルギーからアンモニアを製造する実証も行うこととしており、将来的には国産アンモニアの確保にも取り組めます。</p> <p>JOGMECの繰越欠損金についてお尋ねがありました。</p> <p>資源開発は、一般に投資回収期間が数十年に及び、不確実性が高い事業です。JOGMECの前身の石油公団は、約四十年間の活動で、最終年度の平成十六年度に約五千二百四十三億円の欠損金を計上しましたが、国が承継した資産は、令和二年度末の時価評価でこの欠損金を回復し、約四百十四億円の含み益があるものと考えられます。</p> <p>資源に乏しい我が国が必要な資源エネルギーを確保するためには、JOGMECの積極的かつ追加的な支援は不可欠であり、当面、繰越欠損金の増加は避けられません。他方、生産段階に移行する案件が増えていくことで、繰越欠損金は次第に減少すると見込んでいます。</p> <p>JOGMECの支援と国民負担についてお尋ねがございました。</p> <p>まず、JOGMECによる支援は、民間事業者</p> | <p>がリスク分析等を十分に行い、採算性があると判断していることが大前提です。その上で、JOGMECが案件を採択する際には、事業部門と独立した審査部門による厳正な審査を徹底するとともに、採択後も全案件の進捗やリスク要因について厳格な管理を行っています。今回追加する水素、CCS等の業務においてもこの方針に変更はありません。</p> <p>省エネ、再エネへの予算、施策の集中についてお尋ねがありました。</p> <p>今ある省エネ・再エネ技術を普及させていくことは、新たな雇用や地域経済の活性化という観点からも重要であり、しっかりと取り組んでまいります。例えば、省エネについては、設備導入補助や省エネ法による規制に取り組むとともに、再エネについては、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、住宅、建築物への太陽光の導入などに取り組めます。</p> <p>他方、二〇三〇年度の削減目標の実現を目指す中でも、エネルギー源の多様化を進めることは重要です。そのため、徹底した省エネや再エネに加え、原子力、火力、水素、アンモニアなど、あらゆる選択肢を追求してまいります。</p> <p>分散型電源の導入による電力確保についてお尋ねがありました。</p> <p>再生可能エネルギーや蓄電池等の分散型電源は、災害時の対応力の強化に加え、供給力、調整力としての活用も期待されています。そのため、分散型電源を束ねるアグリゲーターや災害時に主要系統から切り離して独立運用する配電事業者の</p> | <p>信頼性を高めるため、ライセンス制を今月より導入しました。</p> <p>本法案においては、大型の蓄電池を電気事業法上の発電事業に位置付けることとしており、分散型電源も活用した電力システムの構築を促進してまいります。（拍手）</p> <p>○議長（山東昭子君） これにて質疑は終了いたしました。</p> <p>○議長（山東昭子君） 日程第一 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長古川俊治さん。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>〔古川俊治君登壇、拍手〕</p> <p>○古川俊治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による国の歳入等の納付を</p> | <p>可能とするために必要な事項を定めるものであります。</p> <p>委員会におきましては、キャッシュレス納付推進におけるデジタル庁の役割と行政機関の業務効率化、指定納付受託者の情報セキュリティ確保、キャッシュレス納付に係る手数料の負担の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。（拍手）</p> <p>○議長（山東昭子君） これより採決をいたします。</p> <p>本案に賛成の皆さんの起立を求めます。</p> <p>〔賛成者起立〕</p> <p>○議長（山東昭子君） 過半数と認めます。</p> <p>よつて、本案は可決されました。（拍手）</p> <p>○議長（山東昭子君） 日程第二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長齋藤嘉隆さん。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

衛藤 晟一君



|        |        |                                          |                                          |        |                          |                                                                                  |
|--------|--------|------------------------------------------|------------------------------------------|--------|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 芝 博一君  | 尾辻 秀久君 | 国務大臣                                     | 総務大臣                                     | 金子 恭之君 | 酒井 庸行君                   | 改正する法律案(閣法第六二号)                                                                  |
| 中曽根弘文君 | 宮口 治子君 | 財務大臣                                     | 財務大臣                                     | 鈴木 俊一君 | 森 まさこ君                   | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。                                                        |
| 羽田 次郎君 | 小沼 巧君  | 経済産業大臣                                   | 経済産業大臣                                   | 萩生田光一君 | 平木 大作君                   | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第三三三号)            |
| 田島麻衣子君 | 塩村あやか君 | 国土交通大臣                                   | 国土交通大臣                                   | 斉藤 鉄夫君 | 梅村みずほ君                   | 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。                                                |
| 岸 真紀子君 | 石垣のりこ君 | 環境大臣                                     | 環境大臣                                     | 山口 壯君  | 柴田 巧君                    | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)                             |
| 石川 大我君 | 横沢 高德君 | 国務大臣                                     | 国務大臣                                     | 牧島かれん君 | 音喜多 駿君                   | 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。                                               |
| 森屋 隆君  | 打越さく良君 | 国務大臣                                     | 国務大臣                                     |        |                          | 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 |
| 小沢 雅仁君 | 熊谷 裕人君 | 副大臣                                      | 副大臣                                      |        |                          | 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案                                      |
| 勝部 賢志君 | 木戸口英司君 | 経済産業副大臣                                  | 経済産業副大臣                                  | 石井 正弘君 | 金子原二郎君                   | 植物防疫法の一部を改正する法律案                                                                 |
| 古賀 之士君 | 杉尾 秀哉君 |                                          |                                          |        | そのだ修光君                   | 同日委員長から次の報告書が提出された。                                                              |
| 吉田 忠智君 | 真山 勇一君 |                                          |                                          |        | 本田 顕子君                   | 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案(閣法第二二五号)審査報告書                                    |
| 森本 真治君 | 野田 国義君 |                                          |                                          |        | 塩田 博昭君                   | 同日内閣から次の答弁書を受領した。                                                                |
| 斎藤 嘉隆君 | 徳永 エリ君 |                                          |                                          |        | 東 徹君                     | 参議院議員山添拓君提出公営住宅入居者の家賃の決定における収入算定に関する質問に対する答弁書(第三五号)                              |
| 田名部匡代君 | 難波 奨二君 |                                          |                                          |        | 梅村みずほ君                   | 参議院議員矢田わか子君提出LNGの安定的確保                                                           |
| 吉川 沙織君 | 川田 龍平君 | 議長の報告事項                                  | 議長の報告事項                                  |        |                          |                                                                                  |
| 蓮 舫君   | 青木 愛君  | 去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 | 去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 |        |                          |                                                                                  |
| 水岡 俊一君 | 森 ゆうこ君 | 総務委員                                     | 総務委員                                     | 補欠     | 金子原二郎君                   |                                                                                  |
| 白 眞勲君  | 那谷屋正義君 | 法務委員                                     | 法務委員                                     | 補欠     | 中西 哲君                    |                                                                                  |
| 福山 哲郎君 | 福島みずほ君 | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 本田 顕子君                   |                                                                                  |
| 郡司 彰君  | 長浜 博行君 | 農林水産委員                                   | 農林水産委員                                   | 補欠     | 塩田 博昭君                   |                                                                                  |
| 鉢呂 吉雄君 | 音喜多 駿君 | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 東 徹君                     |                                                                                  |
| 梅村みずほ君 | 柳ヶ瀬裕文君 | 予算委員                                     | 予算委員                                     | 補欠     | 石垣のりこ君                   |                                                                                  |
| 高木かおり君 | 片山 大介君 | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 徳永 エリ君                   |                                                                                  |
| 石井 苗子君 | 浅田 均君  | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 清水 真人君                   |                                                                                  |
| 梅村 聡君  | 宮沢 由佳君 | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 森屋 宏君                    |                                                                                  |
| 清水 貴之君 | 東 徹君   | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 熊谷 裕人君                   |                                                                                  |
| 柴田 巧君  | 小西 洋之君 | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 下野 六太君                   |                                                                                  |
| 石橋 通宏君 | 石井 章君  | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 秋野 公造君                   |                                                                                  |
| 室井 邦彦君 | 江崎 孝君  | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 |                                                                                  |
| 有田 芳生君 | 鈴木 宗男君 | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 |                                                                                  |
| 木村 英子君 | 船後 靖彦君 | 辞任                                       | 辞任                                       | 補欠     | 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 |                                                                                  |

保と都市ガス供給事業の拡充支援に関する質問  
に対する答弁書(第三二六号)  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律  
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律  
植物防疫法の一部を改正する法律  
一昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

松下 新平君

衛藤 晟一君

若松 謙維君

三浦 信祐君

小林 正夫君

榛葉賀津也君

法務委員

辞任

補欠

中川 雅治君

松下 新平君

山崎 正昭君

三木 亨君

石川 博崇君

宮崎 勝君

外交防衛委員

辞任

補欠

和田 政宗君

そのだ修光君

財政金融委員

辞任

補欠

岡田 直樹君

竹内 功君

文教科科学委員

辞任

補欠

竹内 功君

岡田 直樹君

令和四年四月二十七日 参議院会議録第二十号

議長の報告事項

厚生労働委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

中川 雅治君

そのだ修光君

和田 政宗君

農林水産委員

辞任

補欠

小沼 巧君

森 ゆうこ君

経済産業委員

辞任

補欠

森 ゆうこ君

小沼 巧君

国土交通委員

辞任

補欠

榛葉賀津也君

小林 正夫君

環境委員

辞任

補欠

三木 亨君

山崎 正昭君

宮崎 勝君

石川 博崇君

予算委員

辞任

補欠

足立 敏之君

宮島 喜文君

酒井 庸行君

比嘉奈津美君

森 まさこ君

高橋 克法君

柴田 巧君

音喜多 駿君

決算委員

辞任

補欠

宇都 隆史君

石田 昌宏君

高橋 克法君

森 まさこ君

比嘉奈津美君

酒井 庸行君

宮島 喜文君

清水 真人君

塩田 博昭君

平木 大作君

東 徹君

梅村みずほ君

音喜多 駿君

柴田 巧君

岩淵 友君

吉良よし子君

行政監視委員

辞任

補欠

石田 昌宏君

宇都 隆史君

本田 顕子君

そのだ修光君

吉良よし子君

岩淵 友君

議院運営委員

辞任

補欠

清水 真人君

足立 敏之君

そのだ修光君

本田 顕子君

平木 大作君

塩田 博昭君

梅村みずほ君

東 徹君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第五四号)

公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

財政金融委員会に付託

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(閣法第五五号)

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号)

農林水産委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米国からの桃の輸入解禁要請に関する質問主意書(宮沢由佳君提出)(第三三八号)

暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取

扱いに関する再質問主意書(浜田聡君提出)(第三九号)

昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

塩村あやか君

吉田 忠智君

総務委員

辞任

補欠

衛藤 晟一君

松下 新平君

柘植 芳文君

そのだ修光君

吉田 忠智君

塩村あやか君

三浦 信祐君

若松 謙維君

榛葉賀津也君

小林 正夫君

法務委員

辞任

補欠

松下 新平君

中川 雅治君

三木 亨君

山崎 正昭君

宮崎 勝君

石川 博崇君

東 徹君

石井 章君

外交防衛委員

辞任

補欠

そのだ修光君

和田 政宗君

財政金融委員

辞任

補欠

竹内 功君

岡田 直樹君

文教科科学委員

辞任

補欠

岡田 直樹君

竹内 功君

厚生労働委員

辞任

補欠

中川 雅治君

衛藤 晟一君

令和四年四月二十七日 参議院会議録第二十号

議長の報告事項 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案

|                                                        |                                                                                        |                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>農林水産委員<br/>和 田 政 宗 君<br/>補 欠 柘 植 芳 文 君</p>          | <p>政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員</p>                                                        | <p>安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四三三号)</p>                           | <p>た。よつて要領書を添えて報告する。<br/>令和四年四月二十二日<br/>地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長 古川 俊治<br/>参議院議長 山東 昭子殿</p>                                                                                                         |
| <p>経済産業委員<br/>森 ゆうこ 君<br/>補 欠 小 沼 巧 君</p>              | <p>辞任<br/>有 村 治 子 君<br/>補 欠 高 野 光 二 郎 君</p>                                            | <p>同日委員長から次の報告書が提出された。<br/>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)</p>                      | <p>要領書<br/>一、委員会の決定の理由<br/>本法律案は、国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による国の歳入等の納付を可能とするために必要な事項を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。</p> |
| <p>国土交通委員<br/>辞任<br/>小 林 正 夫 君<br/>補 欠 榛 葉 賢 津 也 君</p> | <p>辞任<br/>青 山 繁 晴 君<br/>補 欠 堂 故 茂 君</p>                                                | <p>同日次回の質問主意書を内閣に転送した。<br/>柏崎刈羽原子力発電所に適用される粗度区分及び設計基準風速の考え方に関する質問主意書(浜田聡君提出)(第四〇号)</p>          | <p>同日内閣から次の答弁書を受領した。<br/>参議院議員塩村あやか君提出公益社団法人日本犬保存会理事会配付資料の記載内容に対する抗議の有無等に関する質問に対する答弁書(第三七号)</p>                                                                                                      |
| <p>環境委員<br/>辞任<br/>山 崎 正 昭 君<br/>補 欠 三 木 亨 君</p>       | <p>同日議員から次の議案が提出された。<br/>財政法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外一名発議(参第九号))</p>                          | <p>同日内閣から、中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「令和三年度中小企業の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「令和四年度中小企業施策」についての文書を受領した。</p> | <p>一、費用<br/>本法律施行に必要な経費は、令和四年度自動車安全特別会計予算において、自動車登録検査関係手続のデジタル化経費約三十一億円の内数として計上されている。</p>                                                                                                            |
| <p>決算委員<br/>辞任<br/>石 田 昌 宏 君<br/>補 欠 宇 都 隆 史 君</p>     | <p>同日衆議院から次の議案が提出された。<br/>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆第三三三号)</p> | <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br/>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)</p>                  | <p>情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案<br/>右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。<br/>よつて国会法第八十三条により送付する。<br/>令和四年三月十七日<br/>衆議院議長 細田 博之<br/>参議院議長 山東 昭子殿</p>                                                             |
| <p>行政監視委員<br/>辞任<br/>宇 都 隆 史 君<br/>補 欠 石 田 昌 宏 君</p>   | <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br/>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)</p>         | <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br/>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)</p>                  | <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br/>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)</p>                                                                                                                       |
| <p>議院運営委員<br/>辞任<br/>足 立 敏 之 君<br/>補 欠 清 水 真 人 君</p>   | <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br/>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)</p>         | <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br/>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)</p>                  | <p>同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。<br/>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)</p>                                                                                                                       |
| <p>同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>            | <p>同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>                                         | <p>同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>                                                  | <p>同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>                                                                                                                                                       |

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付(第三条)

第三章 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付(第四条―第七条)

第四章 指定納付受託者(第八条―第十一条)

第五章 雑則(第十二条―第十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術を利用する方法による国の歳入(歳入歳出外現金を含み、各省各庁の事務に係るものに限り。以下「歳入等」という。)の納付(納付の委託を含む。以下この条において同じ。)を行うために必要となる事項を定めることにより、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付を可能とし、もって当該納付に係る関係者の利便性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「法令」とは、法律、法律に基づく命令及び最高裁判所規則をいう。

2 この法律において「各省各庁」とは、裁判所、

会計検査院、内閣(内閣府及びデジタル庁を除く。)、内閣府、デジタル庁及び各省をいう。

第二章 情報通信技術を利用して自ら納付する方法による納付

第三条 各省各庁は、歳入等の納付のうち、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているもので主務省令(裁判所の事務に係る歳入等にあつては、最高裁判所規則。以下この章から第四章までにおいて同じ。)で定めるものについては、当該法令の規定にかかわらず、当該歳入等を納付しようとする者が自ら納付する方法であつて、電子情報処理組織を使用するものその他の情報通信技術を利用するもので主務省令で定めるものにより当該歳入等の納付を行わせることができる。

2 前項の規定は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第五項に規定する場合については、適用しない。

第三章 情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付

第四条 各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、次条の規定により指定納付受託者(第八条第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この章において同じ。)に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により

当該歳入等の納付を行わせることができる。この場合において、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているものについては、当該他の法令の規定は、適用しない。

第五条 各省各庁が前条前段に規定する方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により次に掲げる事項を指定納付受託者に通知する方法(当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を通じて通知する方法を含む。)

イ 当該納付に係る歳入等を特定するものとして主務省令で定める事項

ロ 当該納付をしようとする者に付与された番号、記号その他の符号その他の指定納付受託者が当該歳入等の納付の委託を受けるために必要な事項であつて主務省令で定めるもの

ハ その他主務省令で定める事項

二 歳入等の納付に係る書面(前号イに掲げる事項及びバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。)で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法

第六条 指定納付受託者は、前条の規定により歳入等を納付しようとする者の委託(以下この条において「委託」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該歳入等を納付しようとする者に通知しなければならない。

2 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁の長(当該各省各庁が裁判所である場合にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。)の定める期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を当該各省各庁の長に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において前条の規定により委託を受けた件数及び歳入等の金額の合計額

二 前号に規定する期間において受けた委託に係る次に掲げる事項

イ 前条第一号イに掲げる事項

ロ 当該委託を受けた年月日

三 その他主務省令で定める事項

3 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

4 前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当

当該歳入等の納付を行わせることができる。この場合において、当該歳入等の納付に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の当該歳入等の納付の方法が規定されているものについては、当該他の法令の規定は、適用しない。

(指定納付受託者に対する納付の委託)

第五条 各省各庁が前条前段に規定する方法により歳入等の納付を行わせる場合において、当該方法により歳入等を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する方法により、当該歳入等の納付を指定納付受託者に委託しなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により次に掲げる事項を指定納付受託者に通知する方法(当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁を通じて通知する方法を含む。)

イ 当該納付に係る歳入等を特定するものとして主務省令で定める事項

ロ 当該納付をしようとする者に付与された番号、記号その他の符号その他の指定納付受託者が当該歳入等の納付の委託を受けるために必要な事項であつて主務省令で定めるもの

ハ その他主務省令で定める事項

二 歳入等の納付に係る書面(前号イに掲げる事項及びバーコードその他の情報通信技術を利用するための符号が記載されたものに限る。)で主務省令で定めるものを指定納付受託者に提示する方法

第六条 指定納付受託者は、前条の規定により歳入等を納付しようとする者の委託(以下この条において「委託」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該歳入等を納付しようとする者に通知しなければならない。

2 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁の長(当該各省各庁が裁判所である場合にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。)の定める期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を当該各省各庁の長に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において前条の規定により委託を受けた件数及び歳入等の金額の合計額

二 前号に規定する期間において受けた委託に係る次に掲げる事項

イ 前条第一号イに掲げる事項

ロ 当該委託を受けた年月日

三 その他主務省令で定める事項

3 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

4 前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当

(指定納付受託者による歳入等の納付)

第六条 指定納付受託者は、前条の規定により歳入等を納付しようとする者の委託(以下この条において「委託」という。)を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該歳入等を納付しようとする者に通知しなければならない。

2 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の徴収又は収納を行う各省各庁の長(当該各省各庁が裁判所である場合にあつては、最高裁判所長官。以下同じ。)の定める期間ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を当該各省各庁の長に報告しなければならない。

一 報告の対象となつた期間並びに当該期間において前条の規定により委託を受けた件数及び歳入等の金額の合計額

二 前号に規定する期間において受けた委託に係る次に掲げる事項

イ 前条第一号イに掲げる事項

ロ 当該委託を受けた年月日

三 その他主務省令で定める事項

3 指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

4 前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当

該歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(指定納付受託者からの歳入等の徴収等)

第七条 指定納付受託者が前条第三項に規定する歳入等を同項の主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとする。

2 各省各庁の長は、前条第三項の規定により指定納付受託者が納付すべき歳入等については、当該指定納付受託者に対して前項の規定により国税の保証人に関する徴収の例による滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該歳入等に係る第五条の規定による委託をした者から徴収することができない。

第四章 指定納付受託者  
(指定納付受託者の指定等)

第八条 各省各庁の長は、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務(第五項、次条及び第十一条第一項第三号において「納付事務」という。)を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者を、その申請により、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者として指定することができる。

2 各省各庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、納付を委託することができる歳入等の種類その他主務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を各省各庁の長に届け出なければならない。

4 各省各庁の長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

5 指定納付受託者は、納付事務の一部を、納付事務を適切かつ確実に実施することができる者として政令で定める者に委託することができる。

(指定納付受託者の帳簿保存等の義務)

第九条 指定納付受託者は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第十条 各省各庁の長は、第六条から前条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、主務省令で定めるところにより、指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

2 各省各庁の長は、第六条から前条までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定納付受託者の

の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類その他の作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定納付受託者の指定の取消し)

第十一条 各省各庁の長は、指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところにより、第八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

- 一 第六条第二項又は前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第八条第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなったとき。
- 三 第八条第五項の政令で定める者以外の者に納付事務を委託したとき。
- 四 第九条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 五 前条第二項の規定による立入り若しくは検

査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 各省各庁の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

第五章 雑則

(情報通信技術を利用する方法により納付を行うことができる歳入等の公表)

第十二条 各省各庁は、第三条第一項に規定する情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び第四条前段に規定する指定納付受託者に納付を委託して納付する方法により納付を行うことができる当該各省各庁の事務に係る歳入等を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(権限又は事務の委任)

第十三条 前二章に規定する各省各庁の長の権限又は事務は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の機関に委任することができる。

(主務省令)

第十四条 この法律における主務省令は、歳入等の納付に関する他の法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府、デジタル庁又は各省の内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令又は

省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の所管に係る歳入等の納付については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第四条までの規定は、令和五年四月一日から施行する。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の十一 第一項中「及び第百三条の第二十七項」を削る。

第百三条の二 中第二十五項から第四十一項までを削り、第四十二項を第二十五項とし、第四十三項を第二十六項とし、同条第四十四項中「第四十二項」を「第二十五項」に改め、同項を同

条第二十七項とし、同条第四十五項を同条第二十八項とする。

(電波法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に前条の規定による改正前の電波法第百三条の二第二十七項の規定による指定を受けている者に委託して納付することとしている電波利用料(電波法第百三条の二第四項に規定する電波利用料をいう。)の納付については、なお従前の例による。

(特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律の一部改正)

第四条 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律(平成十三年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「第四十五項」を「第二十八項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第五条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二百十三条第二項第一号ロ中「同条第五項ただし書及び」を「同条第五項ただし書、」に、「の規定による手数料」を「並びに情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第 号)第三條第一項及び第四條の規定によるもの」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第六条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表に次のように加える。

| 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第 号) |      | 第二条第二項  | 及びデジタル庁、デジタル庁及び復興庁 |
|-------------------------------------------|------|---------|--------------------|
| 第十四条                                      | 及び各省 | 及び各省    | 復興庁及び各省            |
|                                           | 又は省令 | 復興庁又は各省 | 復興庁又は各省            |
|                                           | 又は省令 | 復興庁又は各省 | 復興庁又は各省            |
|                                           | 又は省令 | 復興庁又は各省 | 復興庁又は各省            |

審査報告書

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和四年四月二十六日

国土交通委員長 齋藤 嘉隆

参議院議長 山東 昭子殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図るため、特定所有者不明土地となる土地の範囲の拡大並びに地域福利増進事業における対象事業の拡充、裁定申請書等の縦覧期間の短縮及び土地等使用権の存続期間の上限の延長等の措置を講ずるとともに、市町村長による管理が実施されていない所有者不明土地に対する災害等の発生の防止のための命令制度の創設、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための計画の作成、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案のため、令和四年度一般会計予算(国土交通省所管)において、所有者不明土地等対策事業費補助金等として、約七千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 再生可能エネルギー発電設備は、環境や景観への悪影響、土砂災害の要因になることも危惧されることから各地で住民とのトラブルも起きていることを踏まえ、地域福利増進事業の対象事業として、再生可能エネルギー発電設備の整備を追加するに当たっては、法の趣旨を踏まえ、防災用の非常電源や住民参加の地産地消に資する発電設備等に限定するなど、その要件を厳格に定めること。また、当該設備の整備後においても適切な運用がなされるよう、関係省庁の連携の下、継続的な確認等の措置を講ずること。

二 特定所有者不明土地の範囲が朽廃した空き家

令和四年四月二十七日 参議院會議録第二十号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

二二

等の建築物の存する土地に拡大することを踏まえ、地域福利増進事業等が円滑に行われるよう、建築物の除却に係る費用について、市町村等に対する必要な財政的支援を検討すること。

三 災害等の発生を防止するため、管理不全の所有者不明土地に対する市町村長による代執行制度が創設されることに伴い、その運用が適時適切に行われるよう、ガイドラインの作成、制度の周知徹底等を行うとともに、必要な財政的支援を検討すること。

四 所有者不明土地等の地域における課題がある土地への対応を実効的なものにするため、市町村が所有者不明土地対策計画の作成等のために組織することができると協議会において、宅地建物取引業者、司法書士、土地家屋調査士等の専門家の積極的な活用が図られるよう取り組むこと。また、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の活動が円滑に行われるよう、ノウハウの共有や必要な情報提供等を図るとともに、税財政上の特例措置等を検討すること。

五 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」の枠組みを当分の間、維持し、所有者不明土地問題等に係る諸課題について、関係行政機関の緊密な連携により政府一体となって引き続き総合的に取り組むこと。

右決議する。

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和四年三月三十一日

衆議院議長 細田 博之

参議院議長 山東 昭子殿

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律

第一条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「円滑化」の下に「及び管理の適正化」を加え、「第三節 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例(第三十八条)」を「第三

節 所有者不明土地の管理の適正化のための措置 不在者の財産及び相続財産の管理に関する民法の特例(第三十八条—第四十一条)」に、「第三十九

条を「第四十三条」に、「第四十条を「第四十四条」に、「第五章 雑則(第四十一条—第四十八条)を「第六章 罰則(第四十九条—第五十一条)」を「第五章 所有者不明土地対策計画等(第七—第八章 雑則(第五十三—第六十条)を「第六章 罰則(第六十一条—第六十三

条)を「第五章 所有者不明土地対策計画等(第七—第八章 雑則(第五十三—第六十条)を「第六章 罰則(第六十一条—第六十三

条)を「第五章 所有者不明土地対策計画等(第七—第八章 雑則(第五十三—第六十条)を「第六章 罰則(第六十一条—第六十三

条)を「第五章 所有者不明土地対策計画等(第七—第八章 雑則(第五十三—第六十条)を「第六章 罰則(第六十一条—第六十三

第一条中「円滑化及び」の下に「管理の適正化並びに」を加える。  
第二条第二項中「(以下「簡易建築物」を「又は

その利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時から経過年数その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するもの(以下「簡易建築物等」に改め、同条第三項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次の二号を加える。

九 備蓄倉庫、非常用電気等供給施設(非常用の電気又は熱の供給施設をいう。)その他の施設で災害対策の実施の用に供するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

十 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)による再生可能エネルギー発電設備のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業

第二条第四項中「第三十九条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。  
第三条第一項中「円滑化及び」の下に「管理の適正化並びに」を加え、同条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第四十五条第一項に規定する所有者不明土地対策計画の作成に関する基本的な事項  
第五条に次の二項を加える。

2 市町村は、その区域内における所有者不明土地の利用の円滑化等の確実な実施が図られるよう、この法律に基づく措置その他必要な

措置を講ずるよう努めなければならない。  
3 都道府県は、前項の市町村の責務が十分に果たされるよう、市町村相互間の連絡調整を行うとともに、市町村に対し、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章の章名中「円滑化」の下に「及び管理の適正化」を加える。  
第六条中「簡易建築物」を「簡易建築物等」に改める。

第十条第二項第七号中「以下」を「第十三条第二項第二号及び第二十四条において」に改め、同条第三項第二号中「内訳」の下に「並びに当該補償金の支払の時期」を加える。

第十一条第四項中「六月間」を「二月間」に改める。  
第十三条第二項第四号中「額」の下に「及びその支払の時期」を加え、同条第三項中「十年」の下に「(第二項第三項第一号、第六号及び第八号から第十号までに掲げる事業のうち、当該事業の内容その他の事情を勘案して長期にわたる土地の使用を要するものとして政令で定める事業にあつては、二十年)」を加え、「同項第四号」を「前項第四号」に改め、同条第四項中「事項」の下に「(同号の補償金の額に係るものに限る。)」を加え、同条第五項中「簡易建築物」を「簡易建築物等」に改める。

第十六条第三項中「相当の額」の下に「(土地等使用権の取得に係る当該補償金の額にあつては、当該相当の額から特定所有者不明土地等の管理に要する費用に相当する額を控除して得た



額」を加える。

第十七条第一項及び第十八条中「土地使用権等の始期」を「補償金の支払の時期」に改める。

第十九条第一項中「九月前から六月前まで」を「七月前から四月前まで」に改め、同条第二項の

表第十一条第四項の項中「六月間」を「二月間」

に、「三月間」を「一月間」に改め、同条第四項の表第十五条及び第十七条第一項の項中「第十五

条」の下に、「第十六条第三項」を加え、同表第十六条第三項の項を次のように改める。

| 第十六条第三項                            |               |
|------------------------------------|---------------|
| 土地使用権等の取得                          | 土地使用権の存続期間の延長 |
| (土地等使用権の取得に係る当該補償金の額にあっては、当該相当の額から | から            |
| 額)                                 | 額             |

第十九条第四項の表第十七条第一項及び前条の項を削る。

第二十四条中「満了したとき」の下に、「土地等使用権等の始期後に第十八条(第十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により裁定が失効したとき」を加える。

第三十二条第五項及び第三十六条第一項中「簡易建築物」を「簡易建築物等」に改める。

第三十七条第一項中「第三十九条第一項及び第四十六条第二号」を「第四十三条第一項及び第五十八条第二号」に改める。

第五十一条を第六十三条とする。

第五十条第一項中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同項第一号中「又は」を「」に、「の規定による」を「又は第四十一条第一項の規定による」に、「者」を「とき」に改め、同項第二号及び第三号中「者」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第三十九条の規定による命令に違反したとき。

第五十条を第六十二条とする。  
第四十九条中「違反した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第六十一条とする。

第六章を第八章とする。

第五章中第四十八条を第六十条とし、第四十三条から第四十七条までを十二条ずつ繰り下げる。

第四十二条中「前条」を「前条各項」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十一条中「地方公共団体の長」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村長は、次に掲げる場合においては、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に対し、国土交通省の職員の派遣を要請することができる。

一 地域福利増進事業等の実施の準備のため

又は第三十八条第一項の規定による勧告を適切に行うためその職員に土地所有者等の探索に関する専門的な知識を習得させる必要があるとき。

二 所有者不明土地対策計画の作成若しくは変更又は所有者不明土地の管理の適正化を図るために行う事業若しくは事務の実施の準備若しくは実施のため必要があるとき。

第四十一条を第五十三条とする。

第五章を第七章とする。

第四章第二節中第四十条を第四十四条とし、同章の次に次の二章を加える。

第五章 所有者不明土地対策計画等  
(所有者不明土地対策計画)

第四十五条 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する計画(以下「所有者不明土地対策計画」という。)を作成することができる。

2 所有者不明土地対策計画には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

二 地域福利増進事業を実施しようとする者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の利用の円滑化を図るために講ずべき施策に関する事項

三 所有者不明土地の確知所有者に対する情報の提供又は助言その他の所有者不明土地の管理の適正化を図るために講ずべき施策

に関する事項

四 地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地に係る土地所有者等の効果的な探索を図るために講ずべき施策に関する事項

五 低未利用土地(土地基本法(平成元年法律第八十四号)第十三条第四項に規定する低未利用土地をいう。第四十八条第六号において同じ。)の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

六 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項

七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項

3 市町村は、所有者不明土地対策計画を作成しようとする場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、当該所有者不明土地対策計画に記載する事項について当該協議会において協議しなければならない。

4 市町村は、所有者不明土地対策計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県にその写しを送付しなければならない。

5 前二項の規定は、所有者不明土地対策計画の変更について準用する。

6 国は、所有者不明土地対策計画に基づいて

所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事業又は事務を行う市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業又は事務に要する費用の一部を補助することができる。  
(所有者不明土地対策協議会)

第四十六条 市町村は、単独で又は共同して、所有者不明土地対策計画の作成及び変更に関する協議その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関し必要な協議を行うため、所有者不明土地対策協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 前項の市町村
- 二 次条第一項に規定する推進法人
- 三 前項の市町村の区域において地域福利増進事業等を実施し、又は実施しようとする者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 関係都道府県
- 二 国の関係行政機関、学識経験者その他の

4 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 協議会において協議が調った事項について

は、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第六章 所有者不明土地利用円滑化等推進法人

(所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定)

第四十七条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、所有者不明土地利用円滑化等推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)  
第四十八条 推進法人は、次に掲げる業務を行

うものとする。

一 地域福利増進事業等を実施し、又は実施しようとする者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 地域福利増進事業を実施すること又は地域福利増進事業に参加すること。

三 所有者不明土地(当該所有者不明土地に隣接する土地であつて、地目、地形その他の条件が類似しているものを含む。以下この号において同じ。)の所有者に対し、当該所有者不明土地の管理の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該所有者不明土地の適正な管理を図るために必要な援助を行うこと。

四 所有者不明土地の利用の円滑化又は管理の適正化を図るために必要な土地の取得、管理又は譲渡を行うこと。

五 委託に基づき、地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地その他の土地の土地所有者等の探索を行うこと。

六 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する調査研究を行うこと。

八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発を行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第四十九条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第四十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第五十条 国及び関係地方公共団体は、推進法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(市町村長への要請)

第五十一条 推進法人は、所有者不明土地につきその適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第四十二条の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があつた場合において、必要があると認めるときは、第四十二条の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請が

あつた場合において、第四十二条の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした推進法人に通知しなければならない。  
(推進法人による所有者不明土地対策計画の作成等の提案)

第五十二条 推進法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、所有者不明土地対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る所有者不明土地対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき所有者不明土地対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした推進法人に通知しなければならない。この場合において、所有者不明土地対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第三十九条第一項中「とき」の下に、「第三十八条第一項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は前条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき」を加え、同条第二項中「として」の下に「当該市町村長以外の市町村長から第三十八条第一項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があると

して、又は国の行政機関の長等から前条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとして、」を加え、「に對し」を「、当該市町村長又は当該国の行政機関の長等に対し」に改め、同条第五項中「とき」の下に、「第三十八条第一項の規定による勧告を行うため当該勧告に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき又は前条の規定による請求を行うため当該請求に係る土地の土地所有者等を知る必要があるとき」を加え、第四章第一節中同条を第四十三条とする。  
「第三十八条中「次条第五項」を「次条第二項及び第五項」に改め、第三章第三節中同条を第四十二条とする。

第三章第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 所有者不明土地の管理の適正化のための措置

(勧告)

第三十八条 市町村長は、所有者不明土地のうち、所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないことが確実であると見込まれるもの(以下この節において「管理不全所有者不明土地」という。)による次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該管理不全所有者不明土地の確知所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生を防止のために必要な措置(次条及び第四十条第一項において「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを勧告すること。

とができる。

一 当該管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において災害を発生させること。

二 当該管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をする場合において、当該勧告に係る管理不全所有者不明土地に隣接する土地であつて、地目、地形その他の条件が類似し、かつ、当該土地の管理の状況が当該管理不全所有者不明土地と同一の状況にあるもの(以下この項及び第四十一条第一項において「管理不全隣接土地」という。)による次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限度において、当該管理不全隣接土地の所有者に対しても、期限を定めて、当該管理不全隣接土地について、当該事態の発生を防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において災害を発生させること。

二 当該管理不全隣接土地及び当該管理不全隣接土地に係る管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。

(災害等防止措置命令)  
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

第三十九条 市町村長は、前条第一項の勧告に係る確知所有者が正当な理由がなくて当該勧告に係る災害等防止措置を講じないときは、当該確知所有者に対し、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該確知所有者が当該災害等防止措置の実施に必要な共有持分を有しない者である場合は、この限りでない。

(代執行)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理不全所有者不明土地における災害等防止措置に係る事態を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該管理不全所有者不明土地の所有者の負担において、当該災害等防止措置を自ら講じ、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項において「措置実施者」という。)に当該災害等防止措置を講じさせることができる。この場合において、第一号又は第二号に該当するときは、市町村長は、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害等防止措置を講じないときは市町村長又は措置実施者が当該災害等防止措置を講ずる旨を、あらかじめ公告しなければならない。

一 管理不全所有者不明土地の確知所有者がいない場合

二 前条ただし書に規定する場合

三 前条の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた確知所有者が、当該

第三條 前條に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(民法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 民法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十二条のうち所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三章第三節の節名の改正規定を次のように改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 所有者不明土地の管理に関する民法の特例

附則第三十二条のうち所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十八条の改正規定中「第三十八条」を「第四十二条」に、「及び」を「並びに」に改める。

(デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第六条 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五十七条のうち所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十九条第三項ただし書を削る改正規定中「第三十九条第三項ただし書」を「第四十三条第三項ただし書」に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第三条第一項に規定する所有者不明土地の利用の円滑化等をいう。第三十三条第一項第四号において同じ。)を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

第三十三条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する調査及び調整その他当該施策の推進に関すること。

公営住宅入居者の家賃の決定における収入算定に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年四月十二日

山 添 拓

参議院議長 山東 昭子殿

公営住宅入居者の家賃の決定における収入算定に関する質問主意書

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、中小事業者や個人事業主、フリーランスで

働く人などが営業の自粛や時短を余儀なくされてきた。国や都道府県等による給付金や協力金等は、不十分な点があるとはいえ、くらしと生業を支える重要な役割を果たしてきたが、課税対象の収入となることから新たな不安が広がっている。例えば東京都内の公営住宅に入居する飲食店経営者からは、「持続化給付金や東京都の協力金が家賃額を決める際の収入として認定され、公営住宅の家賃が倍になった。このままでは明渡しの対象となりうる」という通知まで来て不安」との声が寄せられている。

公営住宅法(以下「法」という。)は、「健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」法律であり(法第一条)、その家賃の決定については、「入居者からの収入の申告」に基づき事業主体が算定して行うものとしている(法第十六条第一項)。この「収入」は、過去一年間における所得税法に基づく所得金額の合計から所定の金額を控除した額を十二で除した額とされ(法施行令第一条第三号)、「所得金額」とは、「給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的收入とすることが著しく不適当である場合においては、事業主体が国土交通大臣の定めるところにより認定した額」とされている(同号括弧書き)。

すなわち、所得税法に基づく所得金額がそのまま家賃決定の基礎となる「収入」として算定されるわけではない。コロナ対策としての給付金や協力金等は、緊急

事態宣言やまん延防止重点措置等の発出、延長等に伴い営業自粛等を余儀なくされる事業者等への一時的・緊急的な支援策であり、これを「継続的收入」と扱うことは公営住宅入居者に不当・過大な負担を強いることになりかねず、収入の算定対象から除外すべきである。

そこで以下、質問する。

一 国や都道府県等によるコロナ対策としての給付金や協力金等が「収入」として認定されるために公営住宅の家賃額が跳ね上がり、この先家賃額を払えず、住み続けられなくなるかもしれないという不安や懸念が入居者から出されている。政府として、こうした声があることを認識しているか。

二 都道府県をはじめ公営住宅の事業主体において、次に掲げる取扱いは可能か。「公営住宅法施行令第一条第三号の収入の認定の特例について」(一九六一年三月六日住発第五六号)にも言及の上で、政府の認識を示されたい。

1 入居者が収入を申告する際、国や都道府県等のコロナ対策としての給付金や協力金等の受取額を適切な形で明記した上で、家賃決定の基礎となる「所得金額」としては、これら給付金や協力金等を予め除いた額を収入として申告すること。

2 入居者が収入を申告する段階では、所得税法に基づく所得金額を収入として申告した上で、家賃決定の基礎となる「所得金額」の認定に際して、国や都道府県等のコロナ対策としての給付金や協力金等を除外した額とする。

三 前記二のように、コロナ対策としての給付金や協力金等の受取額を公営住宅の家賃決定の基礎となる「所得金額」から控除する場合や、控除せず相当額を家賃の減免(法第十六条第五項)で対応する場合、公営住宅の事業主体の家賃収入が減少する場合が生じうる。

そこで、地方公共団体の判断により、こうしたコロナ対応による家賃収入の減少分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることは可能か。

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員山添拓君提出公営住宅入居者の家賃の決定における収入算定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山添拓君提出公営住宅入居者の家賃の決定における収入算定に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「公営住宅の家賃額が跳ね上がり、この先家賃額を払えず、住み続けられなくなる」という事例は具体的には承知していないが、所得金額(公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第一条第三号に規定する「所得金額」をいう。以下同じ。)に公営住宅の入居者及び同居者が受給した持続化給付金等の額が含まれている場合に、当該所得金額を用いて算

出した収入(同号に掲げる「収入」をいう。以下同じ。)の額が前年度の収入の額を上回ることにより、公営住宅の家賃の額が前年度の家賃の額を上回ることとはあり得ると認識している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第一項に規定する入居者からの収入の申告において、公営住宅の入居者は、公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第七条第二項の規定に基づき、当該入居者及び同居者の所得金額を証する書類等を、同条第一項の規定により提出する書面に添付し、又は当該書面の提出の際に提示しなければならないとされている。

その上で、公営住宅の事業主体の判断により、公営住宅の入居者及び同居者が受給した持続化給付金等を、「公営住宅法施行令第一条第三号の収入の認定の特例について」(昭和三十六年三月六日付け住発第五十六号建設省住宅局長通知)における「退職所得、譲渡所得、一時所得、雑所得その他の所得のうち一時的な収入(おおむね一年以内の期間)ごとに継続的に得る収入でないもの」に該当するものと取り扱い、所得金額の認定に当たって当該持続化給付金等の額を除くこととすることは可能である。

三について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために措置されたもので

あり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済や住民生活への支援等と認められないものについては、同交付金を充当することはできない。

ＬＮＧの安定的確保と都市ガス供給事業の拡充支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年四月十三日

矢田わか子

参議院議長 山東 昭子殿

ＬＮＧの安定的確保と都市ガス供給事業の拡充支援に関する質問主意書

一 ガスシステム改革のこれまでの評価について  
ガスシステム改革は、令和四年四月からの導管部門の法的分離によって節目を迎えたことになるが、これまでの改革プロセスにおいて、改革の目的である(一)天然ガスの安定供給の確保、(二)ガス料金の最大限抑制、(三)利用メニユーの多様化と事業機会拡大、(四)天然ガス利用方法の拡大、といった課題についての検証が必要と考える。電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第七十五条第一項は、「政府は、第五条及び第六条の規定による改正後のガス事業法の施行の状況並びにガス事業に係る制度の抜本的な改革に係るエネルギー基本計画に基づく施策の実施の状況及びガスの需給の状況、ガスの小売に係

る料金の水準その他のガス事業を取り巻く状況について検証を行うとともに、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とし、法的分離後五年以内に施行状況等について検証を行うことになっているが、各事業者による取組経過とあわせ、政府としてこれまでの改革の成果をどのように評価しているのか、明らかにされたい。

二 国際紛争によるＬＮＧ供給状況の変化への対応について

ロシアのウクライナ侵攻による西側諸国の制裁措置やロシア側の対抗措置により、国際的にＬＮＧの需給構造が大きく変化し、我が国としてもＬＮＧの調達難や価格高騰の事態に直面することが予想される。都市ガス供給事業では「原料料費調整制度」によって原料費の価格変動を反映する仕組みがあるが、事業者によつては上限が設定されている場合があり、今後もＬＮＧの価格高騰が続けば、都市ガス事業者の経営を大きく圧迫する要因になりかねない。一方で、上限が設定されていない場合には、今後のＬＮＧ価格高騰に際して、需要家の負担増も懸念される。現在、政府は、原油高騰対策として石油元売り企業に補助金を支給し、小売価格を抑制する施策を講じているが、同様に、ＬＮＧに対してもこのような支援対策を講じることが検討する意思はあるか、見解を述べられたい。

三 都市ガス・ＬＰガスにおける温室効果ガスの排出量抑制について

1 二〇三〇年目標におけるＬＮＧの活用支援

について

昨年十月に閣議決定された「第六次エネルギー基本計画」では、二〇三〇年における温室効果ガスの排出量四十六％削減（二〇一三年比）という目標を踏まえ、天然ガス・ＬＰガスの普及が重要施策の一つとして位置付けられた。日本における消費エネルギーのうち、産業部門や民生部門における「熱需要」が約六割を占めているが、この部門での天然ガスの活用拡大は温室効果ガスの排出量の削減に大きく寄与することとなる。二〇三〇年の目標達成に向け、エネルギー利用者の天然ガス転換を促すためのインセンティブ型の政策の拡充が求められるが、今後の政府としての対応方針を明らかにされたい。

2 インフラの整備・拡充に対する支援について

低炭素化を推進していくためには、天然ガスの安定的な供給や市場環境の整備等のため、導管の整備拡充が求められる。また、二〇五〇年のカーボンニュートラル社会の実現に向けては、既存導管の活用が期待されている。他方、導管整備には相当程度の建設費用や建設期間を要するとともに、埋設する場所の地権者との調整も必要となり、事業者にとつて導管整備は大きな負担となる中で、導管網の拡大のための投資が今後行われるかどうかは、不透明である。海外では、国が調査費を負担したり、建設費に対する利子補給などの支援措置の事例が見られるが、今後、産業インフラとしての導管の保守・拡張、政府

としていかなる支援策を講じるのか、明らかにされたい。

3 合成メタンの実装化への支援策について

二〇五〇年のカーボンニュートラルの目標を展望すれば、ガスの脱炭素化においては、水素と工場や発電所から排出される二酸化炭素を反応させて合成メタンを製造する「メタネーション」が有力な手段として位置付けられている。現在、この合成メタンの開発にむけて、各事業者において技術開発・実証事業が進められているが、実用度の高い合成メタンを開発するためには、技術開発・社会実装への支援の強化が必要であり、あわせて将来的に各事業者が過度の負担を強いられることなく合成メタンを導入できるよう、国としての支援策の拡充が求められるが、政府として合成メタンの技術開発・社会実装に関する方針を明らかにされたい。

4 分散型エネルギーシステムの普及促進について

1 分散型システムの構築における省庁間、国と地方間の連携強化について

今後、低・脱炭素化に向けてエネルギーの分散型システムの普及拡大がますます重要になると考える。エネルギーの分散型システムの構築には、再生可能エネルギーやコージェネレーションを主とした発電システムの整備とともに、マイクログリッド、大型蓄電システム、スマートシティなどのインフラ整備や地域の再開発が必要となるが、このためにも経済産業省、環境省、国土交通省のみならず、

地方公共団体の事業を所管する総務省等の省庁間連携が不可欠である。地域経済の活性化やエネルギー面での強靱化にも資する分散型システムの構築にむけた実証実験を含め、これら省庁の連携のもとに政府としていかなる支援策を講じていくのか、今後の方針を明らかにされたい。

2 家庭用燃料電池の普及策について

家庭用燃料電池は、エネルギーの分散型システムの推進と温室効果ガスの排出抑制に大きく寄与する発電機器として位置づけられる。この普及拡大においては市場価格の引き下げが重要な要素となっているが、政府の関係審議会においては、「今後、部品点数の削減など、二〇二四年までに八十万円以下を目指す」との説明がなされている。この目標の実現に向け、製造事業者等に対し、政府としてどのような具体的支援策を講じようとしているのか、明らかにされたい。

5 天然ガスの自主資源開発における支援策について

中国をはじめアジア各国のＬＮＧ需要が拡大し、ＬＮＧの確保をめぐる国家間の競争が一段と激しくなる中、資源の自主開発や資源外交の重要性がますます高まっている。「第六次エネルギー基本計画」においては、国産を含む石油・天然ガスの自主開発比率を二〇一九年度の三十四・七％から二〇三〇年度に五十％以上、二〇四〇年度に六十％以上に引き上げるとの目標が掲げられているが、今後の自主開発にあたってはＪＯＧＭＥＣによるリスクマネーの供

給等のみでは十分とは言えない。また、ロシアのウクライナ侵攻に関わり「サハリンⅡ」からのシエル撤退問題に見られるように、自主資源開発には様々なリスクが伴ってくるものと考えられるが、石油・天然ガスの自主資源の開発に関する資金提供やリスク管理のあり方について政府の方針を明らかにされたい。

右質問する。

令和四年四月二十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員矢田わか子君提出ＬＮＧの安定的確保と都市ガス供給事業の拡充支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員矢田わか子君提出ＬＮＧの安定的確保と都市ガス供給事業の拡充支援に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「これまでの改革の成果をどのように評価しているのか」については、政府としては、令和三年六月に、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会及び同小委員会ガス事業制度検討ワーキンググループでの合計七回にわたる議論を踏まえ、ガスシステム改革が同月時点までに着実に進展していると評価しており、現時点においてもこの評価は基本的には変わらないものと考えている。今後、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第



七十五条第一項の規定に基づく検証を令和四年四月一日の導管部門の法的分離から五年以内に行うとともに、ガスシステム改革の進捗状況を引き続き注視していく考えである。

二について

都市ガス事業においては、三箇月間の原料価格を平均した上で料金に反映する原料費調整制度を多くの都市ガス事業者が採用しているため、原料価格の高騰による小売料金の急激な上昇が一定程度抑制される状況であることから、お尋ねの「補助金を支給し、小売価格を抑制する施策」をLNGに対して講ずることは現時点では考えていないが、今後、「都市ガス事業者の経営」の「圧迫」や「需要家の負担増」への対策については、原料価格の動向を注視しつつ、その要否も含めて検討してまいりたい。

三の1について

お尋ねの「インセンティブ型」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「二〇三〇年の目標達成に向け、エネルギー利用者の天然ガス転換を促すため」に、政府として、現在、燃料転換等を行う場合における省エネルギー設備の導入に係る費用の一部補助及び基礎素材産業各社が保有する石炭火力自家発電所の燃料転換等の実施可能性に係る調査に対する費用の一部補助を行っているところである。今後、これらの取組を踏まえ必要な施策を検討してまいりたい。

三の2について

お尋ねの「導管の保守・拡張」のための支援策としては、政府として、これまで、導管等を新

たに設置する一般ガス導管事業者を対象とした利子補給及び固定資産税の課税標準の特例措置を実施してきたところである。今後、これらの取組を踏まえ必要な施策を検討してまいりたい。

三の3について

お尋ねの「国としての支援策」は、これまで、「技術開発」については、合成メタンの製造技術開発を行う事業者等に対してグリーンイノベーション基金を通じた開発費用の一部補助等の継続的な支援を行っていくことを決定し、「社会実装」については、令和三年六月に設置したメタネーション推進官民協議会を通じて二酸化炭素の計上方法の在り方等の社会実装のために不可欠な論点に関する議論を促進しているところである。今後、引き続きこれらの取組を進めるとともに、同協議会における議論を踏まえながら必要な施策を検討してまいりたい。

四の1について

お尋ねの「エネルギーの分散型システムの構築」に向けて「これら省庁の連携のもとに政府としていかなる支援策を講じていくのか」については、これまで、例えば、総務省、経済産業省資源エネルギー庁、国土交通省、環境省等が連携し、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォースを設け、地方公共団体に対してエネルギーシステムの構築に係る助言を行っているところである。今後、我が国における「エネルギーの分散型システムの構築」の進捗状況を踏まえ、「実証実験」を含め、省庁間で連携して必要な取組を検討してまいりたい。

四の2について

お尋ねの「目標の実現に向けた製造事業者等」に対する「具体的支援策」としては、これまで、燃料電池の研究開発に係る費用の一部補助等を行っているところであり、今後、これらの取組を踏まえ必要な措置を検討してまいりたい。また、燃料電池の制御技術を需給調整市場や容量市場等の電力市場において活用するための実証事業に対して費用の一部を補助することで燃料電池の利活用を促進し、燃料電池の市場の拡大を促しているところである。

五について

政府として、「JOGMECによるリスクマネーの供給に加え、積極的な資源外交の推進や株式会社日本貿易保険による貿易保険の引受け等を通じて、我が国企業による「石油・天然ガスの自主資源の開発」を「資金提供」及び「リスク管理」の面で積極的に支援していく方針である。

公益社団法人日本大保存会理事会配付資料の記載内容に対する抗議の有無等に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和四年四月十五日

塩村あやか

参議院議長 山東 昭子殿

公益社団法人日本大保存会理事会配付資料の記載内容に対する抗議の有無等に関する質問主意書

令和三年六月一日施行の動物愛護管理法の飼養管理基準に関する省令(以下「本省令」という。)では、動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項等が定められた(雌の交配年齢、出産回数に係る規定は令和四年六月一日適用)。

本省令では、犬について、動物愛護と福祉の観点から、生涯出産回数は六回まで、かつ、雌の交配は六歳以下とし、満七歳時点で生涯出産回数が六回未満であることを証明できる場合の交配は七歳以下とされている。しかし、令和三年七月二十九日に行われた公益社団法人日本大保存会(以下「日本大保存会」という。)の理事会で配付された資料によれば、環境省の見解として、第一種動物取扱業を取得していない場合、数年に一回の出産、雌犬が八歳で子孫を残したいため繁殖をしたい場合などは、地方自治事務のため、所轄の動物愛護センター(保健所)に確認してほしい、また、その際に天然記念物で九十年以上保存・育成されてきた犬種であること、特に中型犬種(紀州犬、四国犬、甲斐犬、北海道犬)は繁殖数が激減している犬種であること、それらの保存のための繁殖であることは強調されるとよい旨説明があったとされる。これらの場合においても日本大保存会は血統書の発行を行う旨併せて記載があり、本省令の規定と異なる取扱いであると考えられるため、以下

質問する。

一 令和四年四月六日の参議院決算委員会では本件を取り上げた際、環境省自然環境局長は、御指摘のような省令を軽視した回答をしたという事実は認められなかった旨答弁している。そこで、環境省に日本犬保存会から本件に関する問合せはあったのか事実関係を明らかにされたい。また、問合せがあった場合、環境省として回答した内容についても明らかにされたい。

二 前記一に関し、同日の決算委員会において、環境省自然環境局長から、日本犬保存会が環境省の回答として説明していることは遺憾である旨答弁があった。これを受け、私は、日本犬保存会へ抗議するよう発言したが、その後、政府として日本犬保存会への抗議を行ったか明らかにされたい。また、抗議に対する日本犬保存会からの反論、主張、謝罪の有無及びその内容について示されたい。

三 日本犬保存会に対し飼養管理基準省令の遵守を求める必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四 飼養管理基準省令の厳格な運用を推進するため、更なる周知徹底が必要と考えるが、政府の取組状況を示されたい。

右質問する。

令和四年四月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
参議院議長 山東 昭子殿

令和四年四月二十七日 参議院会議録第二十号

参議院議員塩村あやか君提出公益社団法人日本犬保存会理事会配付資料の記載内容に対する抗議の有無等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出公益社団法人日本犬保存会理事会配付資料の記載内容に対する抗議の有無等に関する質問に対する答弁書

一について

令和三年七月五日、環境省の担当官が公益社団法人日本犬保存会(以下「保存会」という。)の担当者と面会した際、同担当者から、犬を犬種の保存のためだけに繁殖させて販売しない場合に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「動物愛護管理法」という。)第十条第一項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録が必要か否かについての質問があった。

これに対し、同担当官は、そのような場合には一般的には第一種動物取扱業の登録は必要ないと考えられるものの、第一種動物取扱業の登録の要否は、行おうとする行為ごとに営利性及び反復継続性の有無等によって判断されるものであるため、一概に見解を述べることは困難であり、当該登録の事務を所掌する都道府県等の担当部局に問い合わせるよう回答した。

二について

お尋ねの「抗議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和四年四月十五

日、環境省の担当官が保存会を訪問し、一について述べた保存会との面会における同省の回答の趣旨を改めて説明し、御指摘の「理事会で配付された資料」の「環境省の見解」とされている部分の記載について、第一種動物取扱業の登録を逃れる方法があると同省が述べているとの誤解を与えかねず不適切であることを伝えるとともに、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第七号。以下「飼養管理基準」という。)の遵守についての保存会の理事会及び会員に向けた正確な周知を強く要請した。

これに対して、保存会から、当該記載は第一種動物取扱業の登録を逃れる方法を同省が述べているといった趣旨での記載ではなく、保存会として動物愛護管理法及び飼養管理基準を軽視することは考えていない旨、また、本件を踏まえて、今後、保存会の理事会及び会員に向けた周知の中で誤解が生じることのないように対応していく旨の回答があった。

三について

二について述べた保存会への訪問の際に、保存会に対して飼養管理基準の遵守を改めて強く要請し、保存会から、そのように対応していく旨の回答があった。

四について

環境省として、御指摘の「飼養管理基準省令の厳格な運用」の徹底を図るため、飼養管理基準の運用主体である都道府県知事等に対して

は、技術的助言として「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」を守るべき基準のポイント」の策定について(通知)(令和三年五月二十五日付け環自総発第二一〇五二五一号環境省自然環境局長通知)を发出し、動物取扱業関係団体等に対しては、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針」を守るべき基準のポイント」の策定について(令和三年五月二十五日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室事務連絡)を发出したところである。

今後、引き続きこれらの取組を進めるとともに、令和四年六月一日に予定されている飼養管理基準第二条第六号二及びホ並びに第三条第六号八及び二の規定の施行に当たり、これらの規定を含めて飼養管理基準の遵守について更なる周知を図っていく考えである。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

|                                                 |      |
|-------------------------------------------------|------|
| 発行所                                             |      |
| 〒一〇五―八四四五<br>東京都港区虎ノ門二丁目<br>二番五号<br>独立行政法人国立印刷局 |      |
| 電 話                                             |      |
| 03<br>(3587)<br>4294                            |      |
| 定 価                                             |      |
| 本体                                              | 本号一部 |
| 一〇円                                             | 二二円  |